
羽島市みらい共創プラン(羽島市第七次総合計画)

 **第 1 期実施計画 (案)**

2025(令和 7)年度~2028(令和 10)年度

将来都市像

「未来へつなぐ スマイル羽島」

2025(令和 7)年 1 月

目次

第 1 章 実施計画の概要	1
1 計画の構成と期間	1
2 実施計画について	2
3 実施計画に掲載する事業	2
第 2 章 重点項目	3
重点項目 1 命と暮らしを守る	3
重点項目 2 次代を担う人材の育成	4
重点項目 3 持続可能なまちの形成	4
第 3 章 分野別計画	5
I とともに支える 健やかに暮らせるまち <健幸・福祉>	5
II とともに拓く 学び育むまち <子育て・学修>	24
III とともに創る 活力・にぎわいのあるまち <産業・交流>	44
IV とともに助け合う 安全・安心なまち <市民生活>	58
V とともに築く 便利で快適なまち <都市基盤>	78
持続可能なまちづくりを支える考え方	92
目標指標の定義	113
用語説明	119

第1章 実施計画の概要

1 計画の構成と期間

羽島市みらい共創プラン(羽島市第七次総合計画)は、基本構想及び実施計画により構成します。

(1) 基本構想

基本構想は、長期的な視点からの目指すまちの姿を定めるとともに、その実現に向けて展開する施策の大綱を示します。

計画期間は、老年人口(65歳以上人口)がピークに達する2040年代を見据え、2044(令和26)年度を目標年次とし、計画期間を2025(令和7)年度から2044(令和26)年度までの20年間とします。

(2) 実施計画

実施計画は、基本構想に定める目指すまちの姿を実現するための施策・事業について、目標指標を設定して体系別に示します。

計画期間は、1期当たり4年間とします。

羽島市みらい共創プラン(羽島市第七次総合計画)第1期実施計画(以下「本実施計画」という)の計画期間は、2025(令和7)年度から2028(令和10)年度までとします。

<計画期間のイメージ>

年度	2025	2026	2027	2028	2029	2030	2031	2032	2033	2034	2035	2036	2037	2038	2039	2040	2041	2042	2043	2044
基本構想	← 20年間 →																			
実施計画	← 1期:4年間 →				← 2期:4年間 →				← 3期:4年間 →				← 4期:4年間 →				← 5期:4年間 →			

なお、本実施計画期間中において、社会情勢の変化等に伴い、計画の見直しが必要となった場合には、その都度柔軟に見直しを行います。

2 実施計画について

本実施計画は、人口減少や少子化・高齢化への対応、社会資本の老朽化対策など、全国の自治体が共通して抱える課題に加え、新型コロナウイルス感染症を契機とした市民の価値観等の変容への対応、DX^{*}・GX^{*}の更なる推進、誰もが暮らしやすい包摂社会の実現といった課題への対応を図り、基本構想に掲げる将来都市像を具現化するための施策・事業を位置づけるものです。

また、財政計画に基づき、事業の緊急性、実現性、発展性、持続性等の観点により施策・事業の「選択と集中^{*}」を進め、経営の視点を持って実効性のある計画とするとともに、国・県の計画や本市の個別計画との整合を図り、現行の総合計画との連続性に配慮しながら、まち・ひと・しごと創生法に基づく「地方版総合戦略」としての性質を併せ持つ計画とします。

さらに、これまでも継続的に取り組んできた行財政改革については、SDGs^{*}やDX^{*}・GX^{*}の推進など、行政内部に留まらず、まちづくりの取組と密接に関係していることから、本実施計画を行財政改革の視点を含めた計画とし、行政課題や市民ニーズに的確に対応していきます。

(注) 本実施計画の文章中に「^{*}」を記した語句については、P.119以降に五十音順で用語説明として整理しています。

(注) 「こども」の表記については、こども基本法の理念を踏まえた国からの通知に基づき、法令等で「子ども」と表記されている場合を除き、「こども」と表記します。

3 実施計画に掲載する事業

本実施計画には、市が主体的に取り組む事業、国・県が事業主体で市が財政的に関与する事業、市が市民や団体等へ財政面等で支援を行う事業等のうち、基本構想に掲げる将来都市像を具現化する事業として、計画期間内に優先的に実施する事業を掲載しています。

なお、位置づけた事業の実施時期や実施方策等については、各年度の予算において、調整していきます。

第2章 重点項目

本実施計画に掲載する事業のうち、市を取り巻く社会情勢や市民が望むまちの姿等を踏まえ、「選択と集中※」の理念に基づき、次の3つをまちづくりの重点項目として設定します。

1. 命と暮らしを守る
2. 次代を担う人材の育成
3. 持続可能なまちの形成

これらの重点項目に資する事業を重点事業として位置づけ、注力していきます。
重点事業は以下のとおりです。

(注) 重点事業については、「第3章 分野別計画」の該当箇所に**重点項目**と表記しています。

重点項目		命と暮らしを守る
------	--	----------

住み慣れた地域で安全・安心かつ健やかに暮らすことができるまちづくりを進めます。

【重点事業】

- ◆ 虐待・DV・自殺防止対策の推進(分野別計画 P.7)
- ◆ 高齢者の介護予防・重度化予防の推進(分野別計画 P.10)
- ◆ 生活習慣病の予防(分野別計画 P.19)
- ◆ 市民病院事業経営の健全化(分野別計画 P.22)
- ◆ 自主防災事業(分野別計画 P.60)
- ◆ 消防庁舎や消防緊急指令施設の計画的な整備(分野別計画 P.65)
- ◆ 管路整備事業(水道)(分野別計画 P.90)

重点項目 2 次代を担う人材の育成

地域に愛着を持ち、将来の羽島を担うこどもの育成・支援を含めた人材の育成を進めます。

【重点事業】

- ◆ 保育園・認定こども園等の改修整備の推進(分野別計画 P.27)
- ◆ 学校給食費無償化の推進(分野別計画 P.29)
- ◆ ICT*を生かした個別最適な学び*(分野別計画 P.32)
- ◆ 学校教育施設空調設備の計画的な導入(分野別計画 P.33)
- ◆ 部活動の地域移行・地域展開(分野別計画 P.35)
- ◆ 地域づくり型生涯学習の推進(分野別計画 P.39)
- ◆ 認定農業者*・新規就農者等の支援(分野別計画 P.46)
- ◆ 若者の定着支援(分野別計画 P.51)

重点項目 3 持続可能なまちの形成

人口減少社会に対応し、安心して住み続けられるまちづくりを進めます。

【重点事業】

- ◆ スマート農業*の推進(分野別計画 P.46)
- ◆ 創業支援事業(分野別計画 P.50)
- ◆ 省エネルギー化に向けた取組推進(分野別計画 P.71)
- ◆ 次期ごみ処理施設整備事業の推進(分野別計画 P.75)
- ◆ 適切な都市機能の配置(分野別計画 P.81)
- ◆ まちづくりへの参画の促進(分野別計画 P.94)
- ◆ ICT*等の導入・利活用の推進(分野別計画 P.97)
- ◆ ゼロカーボンシティ*達成に向けた市民等への意識啓発(分野別計画 P.98)
- ◆ 健全な財政運営(分野別計画 P.109)
- ◆ EBPM*による事務事業等の見直し(分野別計画 P.109)
- ◆ 公共施設等の老朽化への対応(分野別計画 P.110)

第3章 分野別計画

I ともに支える 健やかに暮らせるまち <健幸・福祉>

分野	施策
1 地域福祉	① 誰も取り残さない地域づくり
2 高齢者福祉	① 高齢者の健康と活力の維持 ② 住み慣れた地域での生活維持
3 障がい者福祉	① 障がい者の自立支援 ② 障がい者支援体制の充実
4 社会保障	① 社会保障制度の安定的な運営 ② 生活困窮者に対する自立支援
5 健康づくり	① 健康寿命の延伸 ② 各種検診(健診)・予防の充実
6 地域医療	① 地域医療体制の維持 ② 病病・病診連携の推進

1 地域福祉



現状・課題

- ・ 高齢者、障がい者、こども等を対象に、各制度による支援を行ってきましたが、これまでの福祉制度・政策と、人々が生活の中で直面する多様性・複雑性から表れる支援ニーズとの間にギャップが生じています。その結果、適切な相談や支援につながらず、孤独孤立や引きこもり等の状況が深刻化してしまうケースがあるため、より円滑で包括的な支援体制の整備が求められています。
- ・ 高齢者支援の充実と複雑・多様化する相談に対応するため、2024（令和6）年4月に「羽島市南部地域包括支援センター」を開設しました。地域包括支援センターは、地域包括ケアシステム^{*}における中核的役割を担う機関として期待されることから、2箇所体制となった同センターを中心に、総合的な支援体制を強化していくことが求められています。
- ・ ひとり暮らしや寝たきり、認知症の高齢者を地域で見守るため、民生委員が定期的に友愛訪問を実施しています。これらの地域の見守り活動のほか、ボランティア、特定非営利活動法人（NPO）、社会福祉法人など、多様な主体の担い手を活用し、ともに支え合う地域づくりを進めていく必要があります。
- ・ 認知症の人が住み慣れた地域で安心して日常生活が送ることができるよう、認知症を正しく理解し、認知症の人やその家族をあたたかく見守る認知症サポーターの養成を進めるとともに、認知症サポーター等を中心とした「チームオレンジ^{**}」の活動を支援しています。
- ・ 判断能力が不十分な方々の生命、身体、財産等の権利を擁護するため、2022（令和4）年4月に中核機関として「羽島市成年後見支援センター」を設置し、相談体制の充実と成年後見制度^{*}の利用促進を図っています。成年後見制度^{*}の利用を希望する市民が確実に利用できるよう、権利擁護が必要な人を適切に制度へつなげていくことが重要です。

施策の方針

誰もが住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、総合的な福祉サービスを提供するとともに、誰も取り残されない持続可能な社会の形成に向け、支え合い・助け合いの意識づくりを進めます。

施策・事業

①誰も取り残さない地域づくり

■ 虐待・DV・自殺防止対策の推進 **重点項目** |

高齢者・障がい者・子ども等への虐待や家庭内暴力、自殺の防止を図るため、関係機関と連携し、情報提供・啓発や被害者支援を行います。

■ 重層的・包括的な支援体制の推進

複合的な課題を抱える相談者に対して、関係機関による重層的・包括的な相談・連携支援体制の整備を図り、孤独孤立や引きこもり等の多様化する課題への取組を進めます。

■ 地域包括ケアシステム*の深化・推進

地域の高齢者ニーズに対応できるよう、地域包括支援センターを中心に、医療や介護等の関係機関、地域と連携を図り、総合的な支援体制の強化を進めます。

■ 地域福祉を推進する人材の養成

地域のボランティアをはじめ、市民主体のサービスの担い手等の人材を養成し、地域の活力を生かした体制づくりを推進します。

■ 地域の見守り支援

民生委員と連携を図り、ひとり暮らしや寝たきり、認知症の高齢者世帯を定期的に訪問し、安否確認や励まし、相談等を行います。また、徘徊のおそれがある人を対象に見守りシールを配布し、迅速な本人特定ができるようにします。

■ 成年後見制度※の利用促進

判断能力が不十分な方々の生命、身体、財産等の権利を擁護するため、成年後見制度※の利用を促進します。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
自殺死亡率	11.9 (令和5年1月～12月)	9.4 (令和10年1月～12月)
認知症サポーター数	3,351人	3,590人
友愛訪問の訪問世帯数(年間)	783人	882人
成年後見支援センターの相談件数(年間)	52件	65件

(注) 「令和5年度現状値」「令和10年度目標値」は、当該年度における数値とし、これによらない場合は、()内にて設定基準を記載しています。

また、各目標指標の定義については、P.113以降に記載しています。

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

様々な立場の人への思いやりを持ち、地域のボランティア活動に積極的に参加するとともに、高齢者、障がい者、子ども等への虐待やDV、自殺の防止に対する理解を深めます。

また、地域、団体、福祉関係事業者は、それぞれの立場にかかわらず、相互に連携して地域福祉活動に取り組みます。

2 高齢者福祉



現状・課題

- ・ 高齢者の健康を保持増進し、介護予防に関する正しい知識や方法を普及啓発することを目的に、「おたっしや教室」「いきいき体操教室」「はつらつ元気教室」「シニアカレッジ」「脳健康教室」等の介護予防教室を開催するとともに、地域住民が主体的に実施する介護予防活動（通いの場）への支援を行っています。平均寿命の延伸に伴い、健康寿命との差が拡大すると、医療や介護が必要な期間が増大することから、疾病予防、健康増進、介護予防が今後ますます重要となってきます。
- ・ 介護が必要とされる要介護・要支援認定者は、2019（令和元）年度の2,899人から2023（令和5）年度には3,466人に増加しており、今後も高齢者の増加に伴いこの傾向が続くことが見込まれます。高齢者数の増加とともに、認知症高齢者数の増加も見込まれることから、認知症の人が住み慣れた地域で生活できるよう、機会を捉えた普及啓発や認知症に関する相談窓口の周知を図り、認知症に対する正しい理解や生活支援を進めることが必要です。
- ・ 高齢者の在宅での生活を支援するため、配食サービス事業、軽度生活支援事業、介護用品助成事業等を行うとともに、高齢者の社会参加や生きがいづくり、就労を促進するため、シルバー人材センターや老人クラブに対し、支援を行っています。高齢者が住み慣れた地域の中で役割を持ち、いきいきと生活できるよう、高齢者の知識・技術や経験等を発揮できる場の創出が求められています。

施策の方針

高齢者が健康で生きがいをもって活躍し続けることができ、住み慣れた地域で安心して暮らすことができる取組を進めます。

また、高齢期の特性を踏まえた健康づくり、介護予防を推進するとともに、高齢者のニーズと負担のバランスをとりながら介護保険サービス、在宅福祉サービス等の充実を図ります。

施策・事業

①高齢者の健康と活力の維持

■ 高齢者の介護予防・重度化予防の推進 **重点項目**

関係団体と連携して介護予防に関する知識の普及啓発を図るとともに、体操教室や脳の健康教室等を実施し、高齢者の主体的な健康づくりを支援します。

■ 生きがいつくりの課題や資源の把握とマッチング

生活支援コーディネーターや協議体等により、地域における課題や資源を把握した上、援助したい人と援助を受けたい人とのマッチングを行います。

■ シルバー人材センターを通じた就労支援

地域に密着した高齢者の就業機会を提供するシルバー人材センターへの支援を通じて、高齢者の就労支援や社会参加を促します。

■ 老人クラブへの支援

地域貢献活動等を行う老人クラブを支援し、高齢者の生きがいつくりや健康づくり、社会活動を通じた地域貢献を促します。

②住み慣れた地域での生活維持

■ 多職種連携の推進

利用者の状況に合わせて適切な支援ができるよう、医療・介護・保健福祉の専門職や地域の関係者が連携し、地域課題の共有とケアマネジメントの向上を図ります。

■ 認知症施策の推進

認知症に関する相談や家族介護者への支援など、認知症高齢者とその家族を支える環境づくりを推進します。

I ともに支える 健やかに暮らせるまち <健幸・福祉>

■ 高齢者の日常生活支援

ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯を対象に、軽易な日常生活上の援助や配食見守りサービス等の支援を行います。

■ 地域のふれあいの場づくりの推進

地域住民同士のふれあいを通して、生きがいづくり・仲間づくりを行う担い手の育成や団体への支援を行います。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
65歳以上の要介護・要支援認定を受けている人の割合	18.0%	19.4%
介護予防普及啓発事業による延啓発人数(年間)	15,177人	15,700人
通いの場の運営団体数	11団体	12団体

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

認知症に対する理解を深めるとともに、高齢者は生きがいを持ち、積極的に社会に参加します。

事業者は、高齢者が長年の知識と経験を生かして活躍することができる場の確保に努めます。

3 障がい者福祉



現状・課題

- ・ 乳幼児健康診査等を通じて障がいの早期発見に努め、早期医療及び早期療育につなげています。また、必要に応じて発達支援センター等での個別相談や発達支援を実施しています。
- ・ 2016(平成 28)年の岐阜県立羽島特別支援学校の開校に合わせ、市内唯一の公立幼稚園である西部幼稚園では、特別な支援を必要とする園児の受入れを行うため、支援員・サポーターを配置するとともに、2022(令和 4)年度からは特別支援教育コーディネーターを配置し、各療育機関との連携による支援体制の充実を図っています。
- ・ 2021(令和 3)年 3 月に基幹相談支援センター※及び地域生活支援拠点等※を整備し、相談支援体制の充実・強化及び障がい者や障がい児の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を進めています。また、障がい者及びその家庭の生活の安定を図るため、障がい者に対する手当の支給や医療費助成により、経済的な支援を行っています。
- ・ 本市の身体障害者手帳所持者数は横ばい傾向にあり、療育手帳所持者数及び精神障害者保健福祉手帳所持者数は増加傾向にあります。また、障がいの重度化・多様化も進んでおり、障がいのある方の個々のニーズや実態に応じて適切な支援が行えるよう、関係機関と連携した包括的かつ切れ目のない支援が必要となっています。

施策の方針

障がい者が社会の一員として尊重され、自己選択と自己決定の下に社会の活動に参画できる環境づくりを進めるとともに、障がい者が自らの能力を発揮し自己実現できるよう支援します。

施策・事業

①障がい者の自立支援

■ 障害福祉サービス等の提供

障がい者や障がい児のニーズに対応するきめ細かなサービスの提供を進めます。

■ 障がい者への経済的支援

障がいの程度に応じ、手当の支給や保険適用内医療費の自己負担分を助成します。また、障害者優先調達推進法に基づいて障害者就労施設等からの物品調達を推進します。

■ 障がい者の雇用促進

特別支援学校及び商工会議所と連携し、特別支援学校の見学会開催など、障がい者の雇用確保に向けた取組を進めます。

②障がい者支援体制の充実

■ 障がい者のライフステージに応じた切れ目のない支援

乳幼児健康診査等を通じた障がいの早期発見・早期医療・早期療育の推進や就学前における障がい児の市立幼稚園等への受入れ、市内学校内での障がいのある児童生徒への支援、特別支援学校児童生徒への放課後支援、就労支援など、ライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ります。

■ 相談支援体制の充実・強化

基幹相談支援センター※や委託相談支援事業により、総合的・専門的な相談支援体制を確保するとともに、相談支援従事者の人材育成を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
障害福祉サービス利用者数(年間)	961人	1,101人
発達支援センターの相談支援を利用した件数(年間)	862件	882件
障害者相談支援事業所 [*] の実利用者数・延相談件数(年間)	実利用者数 1,776人 延相談件数 5,775件	実利用者数 1,841人 延相談件数 5,855件

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

障がいの早期発見・早期医療の必要性について学ぶとともに、心のバリアフリー^{*}について理解を深めるよう心がけます。また、障がい者自身も自らの能力を発揮し、積極的に社会参加します。

事業者は、障がい者本人の能力や特性を生かした積極的な雇用に努めます。

4 社会保障



現状・課題

- ・ 国民健康保険制度の運営について、国の保険料水準統一加速化プランや岐阜県国民健康保険運営方針に基づき、今後見込まれる県内保険税(料)率等の統一に向け、段階的な税率・税額改定の第一歩として2024(令和6)年度国民健康保険税率等の改定を実施しました。今後、被保険者の高齢化に伴う医療費の更なる増加や後期高齢者医療への移行等に伴う国民健康保険加入者の減少が見込まれることから、保険財政の悪化が懸念されています。
- ・ 介護保険制度の安定的な運営を図るため、適切に事業者指導を行うほか、介護給付の適正化を推進しています。高齢者数の増加に伴い、要介護・要支援認定者が増加し、介護保険給付費の増大が見込まれるため、限られた財源を効果的に使用し、適正なサービスを真に必要な人に提供していくことが必要です。また、介護サービスの需要が高まる一方で、介護人材が不足することが見込まれています。
- ・ 生活保護法に基づく扶助や自立に向けた支援を行うとともに、生活困窮者自立支援法に基づく困窮者への相談支援を軸に、住宅要配慮者・氷河期世代・孤独孤立対策など、様々な困難への支援に係る体制構築を図っています。困窮要因が複雑化・多様化しており、支援を行っていく中で、複合的な課題の解決を図る必要があります。

施策の方針

健康に対する意識を啓発し、検診(健診)の推奨等による医療費適正化を図るとともに、要介護・要支援認定やケアマネジメントを適切に行うことにより、介護給付の適正化を促進します。

また、給付と負担のバランスに着目した健全で安定した各種社会保障制度の運営を推進します。

さらに、様々な課題に対応した生活困窮対策を関係機関と連携しながら行い、自立した生活が送れるよう支援します。

施策・事業

① 社会保障制度の安定的な運営

■ 国民健康保険制度の運営

被保険者の健康の向上に寄与するため、国民健康保険の安定的な運営を図るとともに、将来的な国民健康保険税(料)水準の岐阜県内統一に向け、保険税の適切な賦課を推進します。

■ 後期高齢者医療制度の運営

高齢期における適切な医療を確保するため、後期高齢者医療制度の安定的かつ円滑な運営を推進します。

■ 介護保険制度の運営

負担と給付のバランスに着目した安定的な介護保険の運営を図るとともに、介護保険サービスの利用の適正化を図ります。

② 生活困窮者に対する自立支援

■ セーフティネット機能の維持

生活保護制度の適切な運営を図り、生活困窮者に対する必要な支援を行います。

■ 生活困窮者等の自立支援制度への対応

生活保護に至る前段階の生活困窮者や大人のひきこもり、孤独孤立状態の方など、様々な理由によって就労・自立が困難な方等に対して、一人ひとりの状況に合った自立支援や相談支援等を行います。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
国民健康保険税収納率	93.04%	94.29%
介護保険料収納率	98.48%	98.53%
生活困窮者等の就労による収入増加件数(年間)	8件	10件

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

健康づくりや検診(健診)の受診による疾病の早期発見や早期治療に努め、医療費や介護サービス費の抑制を図るとともに、保険税(料)を適切に納付します。

また、フードドライブ[※]や子ども食堂等の身近な社会貢献活動への参加を通じて、地域の貧困等の課題解決に貢献します。

5 健康づくり



現状・課題

- ・ こどもから大人まで、市民が生涯を通して健康な生活を送ることができるよう、高血圧予防教室や骨粗しょう症予防教室等の健幸づくり事業を推進するとともに、健幸ポイント事業等により、市民への健康に対する意識づけや習慣づけを支援しています。また、疾病予防のために各種検診（健診）を実施し、受診勧奨を行っていますが、がん検診の受診率が県内の他市町村と比較して低い状況にあります。
- ・ 国民健康保険被保険者におけるメタボリックシンドローム^{*}の該当者は増加傾向にあります。また、Ⅱ度高血圧^{*}（160/100mmHg）以上の該当者割合を経年で比較すると、県内他市と比べても高い状況です。これらのことから、生活習慣病を患う市民の増加が懸念されます。

施策の方針

市民自ら健康に配慮しつつ、生涯にわたって健康で活力のある生活を送ることができるよう「健幸づくり」施策を進めます。

また、健康づくりに取り組むための支援・指導を積極的に行うとともに、各種検診（健診）を継続的に実施し、市民の受診を促します。

施策・事業

①健康寿命の延伸

■ 生活習慣病の予防 **重点項目** I

メタボリックシンドローム^{*}該当者及び予備群に対し、特定保健指導を実施し、対象者が生活習慣を改善できるよう支援するとともに、健診や教室の場を通じ、高血圧予防のための健康教育を実施します。

■ 楽しみながら取り組む健康づくり

健康づくりに関する協定締結企業・団体等と連携し、市民の行動変容を促す健康づくりを推進するとともに、楽しみながら取り組める健幸ポイント事業を実施します。

②各種検診(健診)・予防の充実

■ 生涯にわたる健康維持に向けた各種検診(健診)の実施

各種検診(健診)や歯科健康診査を実施し、生涯を通じた健康づくりや疾病予防を促進します。

■ がん検診の推進

胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん及び子宮がんの検診について、受診勧奨や受診しやすい環境の整備を行い、がん検診受診率の向上を図ります。

■ 特定健康診査^{*}の受診及び特定保健指導の実施促進

メタボリックシンドローム^{*}に着目した特定健康診査^{*}について、受診促進に係る周知等を行い、受診率の向上を図ります。

■ 予防接種事業

適切な時期に予防接種を受けることができるよう、接種勧奨を行います。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
健幸ポイント応募人数(年間)	112人	500人
国民健康保険におけるメタボリックシンドローム※該当者割合	26.0%	24.5%
がん検診受診率	6.3%	7.3%
特定健康診査※受診率	38.4%	57.5%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

自らの健康づくりに積極的に取り組むとともに、疾病の早期発見や早期治療ができるよう、各種検診(健診)の積極的な受診に努めます。

6 地域医療



現状・課題

- ・ 市民が休日にも診療が受けられるとともに、小児が休日夜間にも小児科診療が受けられるよう医療機関等と連携して在宅当番医制度[※]や小児一次救急体制[※]を実施しています。
- ・ コロナ禍後の病院の経営状況は、患者数がコロナ禍前の水準に戻っていないことに加え、諸物価の高騰、2024(令和6)年度に施行された診療報酬改定等により、厳しい経営環境が続いていますが、羽島市民病院は、公立病院として新興感染症・災害時医療への対応や高齢化により需要が高まっている回復期機能の確保、地域の診療所との連携による高齢患者を支える在宅療養後方支援等の役割が求められています。
- ・ 岐阜県が策定する将来あるべき医療提供体制を示す広域的な指針となる岐阜県地域医療構想の中で、羽島市民病院は、岐阜圏域の中で地理的に必須な二次救急医療[※]、急性期医療を担う病院として位置づけられています。また、地域に不足している回復期機能を担うため、県内の公立病院に先駆けて地域包括ケア病棟[※]を開設・運営しているほか、診療所を中心に行われる在宅医療を支える在宅療養後方支援病院[※]として機能するなど、地域医療において重要な役割を担っています。さらに、近隣医療機関との病連携や開業医との病診連携等を通じて、地域全体の医療提供体制の確保を図っています。

施策の方針

引き続き市民がいつでも安心して受診できる医療体制の確保を図ります。

羽島市民病院では、急性期と回復期の2つの医療機能を担うとともに、新興感染症に対しても、公立病院としての役割を果たします。

また、在宅医療を支えるため、診療所や介護施設との連携を推進します。

施策・事業

①地域医療体制の維持

■ 在宅当番医制度※、小児一次救急体制※の維持

医療機関や近隣市町と連携し、休日や夜間を含め安心して診療が受けられる体制の維持を図ります。

■ 市民病院事業経営の健全化 **重点項目**

地域に必要な公立病院としての役割を果たすため、安定的な収入の確保、運営の効率化等により経営状況の改善に向けた取組を着実に進めます。

■ 市民病院における施設・設備の適正管理

施設の老朽化に伴う修繕・整備、医療機器の更新・整備について、財務状況等を踏まえ、緊急性・必要性を十分検討し、計画的に行います。

■ 災害時・感染症等の政策医療の維持

市民病院において、災害を想定した訓練等の実施により、災害時における必要な体制の整備を図るとともに、新型インフルエンザ等の新興感染症への対応可能な体制の確立を図ります。

②病病・病診連携の推進

■ 地域の診療所や介護施設等との連携

地域の診療所等医療機関や介護施設等との研修会の実施、また、教育機関への講師派遣や実習生の受入れを行い、地域と連携した医療サービスを提供します。

■ 周辺地域の病院との連携

医療連携の取組を進め、役割分担を明確化していくことで、地域全体として提供できる医療の確保を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
市民病院経常収支比率	87.0%	100%以上
紹介患者数・逆紹介患者数 (年間)	紹介患者数 5,747 人 逆紹介患者数 6,015 人	紹介患者数 6,200 人 逆紹介患者数 6,400 人

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

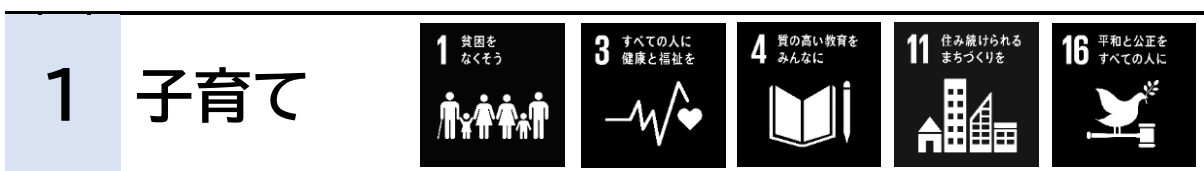
市民病院が開催する市民向け講習会に参加し、最新の治療・予防・薬の情報収集をするほか、かかりつけ医を持つなど、健康管理に気を付けます。

また、医療・介護の関係機関が連携を深化させることで、地域包括ケアシステム[※]の推進に努めます。

Ⅱ ともに拓く 学び育むまち

<子育て・学修>

分野	施策
1 子育て	<ul style="list-style-type: none"> ① きめ細かな母子保健対策 ② 充実した保育の提供 ③ 安心できる子育て環境の構築 ④ 子育て世帯への経済的支援
2 学校教育	<ul style="list-style-type: none"> ① 確かな学力・体力の定着 ② 一人ひとりの状況に合ったきめ細かな指導 ③ 時代に即した教育施設・設備の整備
3 地域教育	<ul style="list-style-type: none"> ① 連携で進める学びの推進 ② 健全な青少年の育成 ③ 地域への愛着の向上
4 生涯学習	<ul style="list-style-type: none"> ① 生涯学習機会の充実 ② 芸術・文化の振興及び歴史・伝統文化の継承
5 生涯スポーツ	<ul style="list-style-type: none"> ① スポーツ参加機会の充実 ② 選手の育成 ③ 体育施設の整備



現状・課題

- こどもが自立した個人としてひとしく健やかに成長することのできる社会の実現に向けて、2023(令和5)年4月にこども家庭庁が設置されました。また、同年12月には、これまでとは次元の異なる少子化対策の実現に向けて取り組むべき政策強化の基本的方向を取りまとめたこども未来戦略が閣議決定され、こども・子育て政策の強化が進められています。2023(令和5)年の日本の合計特殊出生率^{*}は、1.20と過去最低水準になっており、本市における出生数も近年減少傾向にあり、2023(令和5)年は357人となっています。
- 2023(令和5)年4月に施行されたこども基本法は、すべてのこどもが権利の主体として認識され、身体的・精神的・社会的に将来にわたって幸せな生活を送ることを目指す「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。2025(令和7)年度から5年間を期間とする「羽島市こども計画」の策定を踏まえて、各種事業の計画的な実施によるこども・子育て施策の強化と推進が必要です。
- 2018(平成30)年に子育て世代包括支援センター^{*}として、「子育て相談センター羽っぴい」を開設し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を行ってきました。2024(令和6)年4月からは、母子保健と児童福祉の一体的支援機能を有するこども家庭センター^{*}として、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもを対象に、相談支援を実施しています。
- 市内保育園・認定こども園11施設で小学校・義務教育学校に入学するまでの乳幼児の保育のほか、障がい児の受入れ、一時預かり保育、延長保育を充実させ、子育て世帯の就労と保育の両立を促進するなど、適切な幼児教育・保育環境の確保を行っています。2026(令和8)年度からの乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)の実施に向け、保育園や認定こども園における利用児童受入枠の確保とそれに伴う人的体制整備や施設整備、保育園や認定こども園以外の事業所での実施に向けた調整等について検討を進める必要があります。
- 家庭における経済的困窮や養育力の低下等の理由による児童虐待やこどもの貧困のほか、近年ではヤングケアラー^{*}が社会的な問題になっていることから、関係機関との連携により、発生予防や早期発見・把握、適切な支援につなげていく必要があります。

施策の方針

ライフステージに沿った切れ目のない支援を行うとともに、地域社会全体で、誰もが安心して出産し、乳幼児期から学齢期以降を含めて子育てしやすい環境づくりを推進します。

また、すべてのこどもが分け隔てなく大切にされ、育まれ、笑顔で暮らせるよう、困難な状況にあるこどもや家庭に対する必要かつ包括的な支援に取り組みます。

施策・事業

① きめ細かな母子保健対策

■ 健やかな出産の支援

すべての妊婦が安心して出産できるよう、妊娠期から面談・相談を行います。また、出産までの健康診査費用の助成や父親の育児参加を促すための教室を実施します。

■ 産後ケア

出産後の母親と生後12カ月未満の乳児が、産科医療機関等に通所または宿泊しながら、心身のケアや育児に関する相談指導を受けることのできるサービスを提供します。

■ こんにちは赤ちゃん事業

保健師等が生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、出産後の様々な悩みや困りごとに対し寄り添った支援を行います。

■ 乳幼児の成長発達への支援

乳幼児を対象に健康診査、訪問、相談、各種教室等を通じ、関係機関との連携によるこどもの成長発達に合わせた支援を行います。

② 充実した保育の提供

■ 幼稚園・保育園等への運営支援

小学校・義務教育学校に入学するまでの乳幼児の保育のほか、障がいのある乳幼児の受入れを充実させ、適切な幼児教育・保育環境を確保します。

■ 延長保育事業

市内保育園・認定こども園11施設すべてにおいて、継続して延長保育が実施できるよう図り、子育て世帯のニーズに対応します。

■ 保育園・認定こども園等の改修整備の推進 **重点項目2**

園舎等の老朽化対策として、大規模改修工事等を実施する保育園・認定こども園等に対する支援を行います。

③ 安心できる子育て環境の構築

■ 地域子育て支援拠点による交流機会の創出

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行い、子育てについての相談、情報の提供等を行う場を提供します。

■ こどもの預かり支援

社会環境の変化や価値観、就業形態の多様化を踏まえ、利用者の視点に立った一時預かりサービスや病児・病後児保育事業による支援を行います。

■ 放課後の児童の居場所確保

放課後等に保護者が就労等により家庭にいない児童に、適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全育成を図ります。

II ともに拓く 学び育むまち <子育て・学修>

■ ヤングケアラー※対策

こども家庭センター※等において、ヤングケアラー※支援に関する周知啓発を行うとともに、教育、福祉、介護等の関係機関と連携を強化し、早期発見・把握や適切な支援につなげます。

■ こどもの貧困対策

こどもの貧困状況を把握し、経済的に厳しい状況にある家庭に対する支援として学用品費や学校給食等の給付のほか、親の就業を促すための支援等を行います。

■ こどもの安全確保

虐待や家庭内暴力等を予防するとともに、早期発見を図り、安全・安心な生活の確保を推進します。

■ 次代の人材の育成

性や命の尊さ、妊娠・出産等に関する教育、幼児とふれあう機会を通して、自らの成長を振り返り、将来、家族の一員として、自らが子育てに関わっていけるよう意識の醸成を図ります。

/ ④子育て世帯への経済的支援

■ 母子の未来を支える総合的な支援

安心して出産・子育てができるよう、妊婦や子育て家庭に寄り添い、出産・育児等の見通しを立てるための面談等により、必要な支援につなぐ伴走型相談支援と経済的支援を一体的に実施します。

■ 幼児教育・保育の無償化

幼稚園・保育所・認定こども園等に在籍する市内在住のこどもの幼児教育・保育費用について、年少児以上及び0～2歳児の住民税非課税世帯の利用者負担額無償化等により支援し、経済的負担を軽減します。

II ともに拓く 学び育おまち <子育て・学修>

■ こどもへの医療費支援	
高校生世代までのこどもに係る医療費の自己負担分を助成し、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	
■ 学校給食費無償化の推進	重点項目 2
学校給食費について、計画的な無償化を図るなど、子育て世帯の経済的負担を軽減します。	

目標指標

指標名	令和 5 年度現状値	令和 10 年度目標値
乳幼児健康診査受診率	99.0%	99.0%
低年齢児の待機児童数	0 人	0 人
就学前教育・保育施設整備交付金を活用した保育所等の箇所数	0 箇所	3 箇所
こども家庭センター※(子育て相談センター 羽っぴい)への相談件数(年間)	42 件	90 件

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

保護者は、子育てに関する関係機関の情報を主体的に得るとともに、こどもが関わる地域イベントへ積極的に参加するなど、こどもが多様な体験の機会を得られるように努めます。また、こどもとのコミュニケーションを大切にしながら、こどもの育成に責任を持ちます。

さらに、地域は、こどもを温かく見守り、地域全体で子育てに取り組めます。

2 学校教育



現状・課題

- ・ 2020(令和 2)年からGIGAスクール構想[※]に基づき、児童生徒向けに一人一台のタブレット端末を配備し、各学校においてICT[※]を効果的に活用した授業を実施しています。ICT[※]を活用することで、個別最適な学び[※]と協働的な学びの充実につながっています。
- ・ 増加傾向にある不登校児童生徒については、2023(令和 5)年度に新たに校内適応指導教室「のぞみ」を設置し、より個に応じたニーズへの対応に加え、メタバース[※]を活用した支援(Room-HIKARI)を実施するとともに、学校と関係機関が連携することで誰一人取り残さない学びの保障に対応しています。不登校児童生徒の進路指導、保護者との連携など、個に応じた支援が今後も必要です。
- ・ 学校教育施設については、トイレの洋式化や普通教室・特別教室への空調設備の設置など、施設整備を計画的に進めてきました。2021(令和 3)年度には、児童数の増加が顕著である福寿小学校において、校舎の増築工事を実施しています。
- ・ 児童生徒数及び学級数が減少傾向にある中、2022(令和 4)年度から2024(令和 6)年度にかけて「羽島市新しい時代の学校構想検討委員会[※]」を開催し、全10回、学校教育の新たな方向性・理念や新たな学校像について議論しました。今後、同委員会の答申を踏まえ、新しい時代に求められる教育制度、学校運営、学校配置・施設等について検討を重ねる必要があります。

施策の方針

体験やコミュニケーションを通して、豊かな人間性を育むとともに、様々な情報や多様な考え方から学びを深め、志をもって自己の可能性を広げる児童生徒の育成を目指します。

また、デジタル技術を活用しつつ、効果的かつ質の高い教育を推進します。

さらに、こどもたちの願いを実現するため、学校施設・設備の維持管理、防災教育の推進、働き方改革の推進など、社会情勢及び教育の動向に合わせた教育環境の充実を図ります。

施策・事業

① 確かな学力・体力の定着

■ 小中一貫教育の推進

更なる学力の向上や豊かな人間性の育成を目指し、義務教育 9 年間を見通した系統的な学習指導や生活指導を実施します。

■ 英語教育の充実

グローバル化が進展する中で、英語によるコミュニケーション能力の向上を目指し、ALT*やAI学習アプリを活用して、自分の思いや考えを発信し、伝え合う喜びを実感できる児童生徒の育成に係る取組を推進します。

■ プログラミング教育の充実

タブレット端末を活用し、「プログラミング的思考」を身に付けるプログラミング教育を実施します。

■ 情報教育の充実

インターネットの安全・安心な利用に関する啓発活動及び家庭におけるインターネットの適切な利用に関する情報モラル教育を実施します。また、デジタル社会において情報を効果的に収集・評価・活用する能力を身に付けるための情報リテラシー教育を実施します。

■ 道徳教育の推進

豊かな人間性を育むために、心の教育、道徳教育の充実を図り、自己を見つめる力、自ら学びを深める力、他者を思いやる心等を育成します。また、すべての人の人権を尊重していくため、人権教育を推進します。

II ともに拓く 学び育むまち <子育て・学修>

■ 専門的な指導員による指導

水泳授業の実施を民間事業者に委託することにより、専門的な指導員による児童への水泳指導を行います。また、部活動指導員を配置し、教職員の負担軽減や生徒への専門的な指導を行います。

■ 体力の向上

各学校、地域で運動に親しむ機会や専門的な指導を受ける場を創出し、児童生徒の体力の向上を図ります。

■ 教員のスキルアップ

研究指定校を設け、各学校が課題としていることや国や県の教育施策を捉え、先進的な取組を研究実践し、授業公開を通して指導力の向上を図ります。また、初任者研修、講師研修、スタートアップ研修、力量アップ講座、ICT※教育に係る研修等を実施します。

/ ②一人ひとりの状況に合ったきめ細かな指導

■ ICT※を生かした個別最適な学び※ **重点項目 2**

タブレット端末を活用し、個に応じた課題や目標を設定して個別最適な学び※を推進します。

■ 児童生徒への相談・支援事業

子ども応援サポーター※、いじめ・不登校対策専門員、スクールソーシャルワーカー※等を各学校のニーズに合わせて配置し、支援が必要な児童生徒に対してきめ細かな指導・支援を行います。

/ ③時代に即した教育施設・設備の整備

■ 教育環境の充実

児童生徒の安全を確保し、安心して学べる環境を整備します。また、児童生徒数の推移や学校施設の経過年数を踏まえ、学校の適正規模・適正配置について検討を進めます。

II ともに拓く 学び育むまち <子育て・学修>

■ 学校教育施設空調設備の計画的な導入	重点項目 2
適切な教育環境を確保するため、災害時には指定避難所となる学校体育館等への空調設備について、計画的な導入を進めます。	

■ ICT*環境の充実	
一人一台のタブレット端末やデジタル教科書の更新を計画的に進めます。	

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
国語、算数(数学)の授業の内容がよく分かると感じている児童生徒の割合	79.9%	83.0%
英語の授業中に積極的に英語でコミュニケーションを図る生徒の割合	-	82.0%
全国体力・運動能力等調査において、市内平均値が県平均値を同等か上回る項目の割合	23.8%	50.0%
教師が分かるまで教えてくれると感じている児童生徒の割合	89.4%	91.0%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

学校行事に積極的に参加し、児童生徒の安全確保や学校運営に協力します。

3 地域教育



現状・課題

- ・ こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、こども基本法が2023(令和5)年4月に施行され、こどもの意見表明権を踏まえ、各学校運営協議会※では、児童生徒が参画した運営が行われています。
- ・ 生徒のスポーツ・文化芸術等活動の選択肢の拡大やスポーツ・文化芸術環境の持続可能性の確立、教員・保護者の負担軽減を図るため、中学校の休日運動部活動の段階的な地域への移行を進め、2024(令和6)年度をもって市内すべての運動部活動が完全移行しました。また、文化部活動の段階的な地域への移行に向けた取組を推進しています。今後は生徒のニーズに応じて多様な活動を取り入れ、地域展開していく必要があります。
- ・ ひとり親家庭の児童生徒に対し、大学生等のボランティアが塾形式または家庭派遣形式で学習支援を行い、交流を通して児童生徒の健全な育成を図っています。一方で利用者が減少傾向にあるため、周知方法のほか、開催方法等を工夫するなど、利用しやすい環境づくりを進めていく必要があります。
- ・ 青少年の健全育成に対する意識の醸成のため、「わたしの主張大会兼青少年健全育成大会」の開催や啓発リーフレットの発行等を継続して実施するとともに、各地区の青少年育成に携わる青少年育成推進員の活動を支援しています。活動に対する認知度を高めるため、地域と家庭が互いに協力し合いながら活動を続けていくことや参加した子どもが成長し、地域の担い手となるような長期的な仕組みづくりが求められています。

施策の方針

心豊かな人間性と社会性を身に付けた青少年育成のため、コミュニティ・スクール※を生かし、家庭、地域、学校及び企業と連携した開かれた教育を推進します。

また、地域と学校が連携・協働し、様々な生活体験や異年齢交流等の活動を実施するとともに、地域の歴史や文化を認識し、地域に誇りが持てる教育活動を推進します。

施策・事業

①連携で進める学びの推進

■ コミュニティ・スクール※の推進

各学校で学校運営協議会※を設置し、学校と家庭、地域のつながりを一層深め、育てたい子ども像や目指すべき教育のビジョンを共有し、目標の実現に向け、地域学校協働活動推進員※を含む協議会役員が中核となり、地域住民と共にこどもの健全な育成を推進します。

■ 部活動の地域移行・地域展開 **重点項目 2**

地域スポーツ活動運営団体との連携を図り、充実した休日の地域クラブ活動を推進します。

■ 地域と連携したキャリア教育の推進

子どもたちが夢や目標を持つことができるよう、地域や企業と連携したキャリア教育を進めます。

■ 家庭教育の推進

こどもの健全な身体と人格の発達に大きな役割を果たす保護者に対し、学習機会や仲間づくりの場を提供するなど、家庭教育を推進します。

■ 放課後子ども教室の推進

子どもたちに安全・安心な居場所を提供し、地域住民の協力を得ながら軽スポーツや伝統文化体験等の活動を共に行うことで、子どもたちの健やかな成長を促します。

■ 学習支援事業

ひとり親家庭の児童生徒に対し、大学生等のボランティアによる学習支援を通じ、学習の習慣化と健全な育成を図ります。

/ ②健全な青少年の育成

■ 非行防止と健全育成の推進

いじめや不登校、児童虐待等の未然防止・早期発見・早期解消を図り、新たな不登校児童生徒の抑制につなげます。また、青少年の健全な育成のため、補導活動を行います。

■ 青少年教育の推進

「わたしの主張大会兼青少年健全育成大会」を継続的に実施し、青少年の現状と相互理解に努めます。また、各地区の青少年育成に携わる青少年育成推進員・育成員の活動を支援します。

■ キッズウィーク*の推進

学校休業日を分散化することで、大人とこどもが向き合う時間を確保し、地域や家庭において休日の多様な活動機会を確保します。

■ こども食堂活動への支援

食事の提供を通してこどもが多世代と集いふれあう居場所づくりを推進する団体に対して、その活動を支援します。

/ ③地域への愛着の向上

■ ふるさと教育の推進

こどもたちが、ふるさとの自然や文化等を知り、市民として「ふるさと羽島」に誇りと愛着を持てるよう、社会科や総合的な学習の時間において地域性を生かした教育を行います。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
保護者、地域の方が参加した西部幼稚園、各学校のコミュニティ・スクール [*] の平均事業数(年間)	—	8事業
放課後子ども教室での活動に満足している参加児童の割合	85.4%	92.0%
児童生徒の問題行動件数(年間)	159件	140件
地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	72.3%	77.3%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

「ふるさと羽島」に愛着を持ち、シビックプライド^{*}を高めるよう心がけます。

また、地域や学校との交流の場に積極的に参加し、青少年育成の意識を共有します。

さらに、地域全体でこどもたちの学びや成長を支え、地域の将来を担う人材を育成するため、学校を核とした地域づくりを推進します。

4 生涯学習



現状・課題

- ・ 学習ニーズに基づいた各種講座を開設するとともに、生涯学習情報誌や広報紙、ホームページを通じて、関係機関で開催される各種講座情報を発信し、学ぶ機会を確保してきました。2021（令和 3）年度より、市民の学びの成果を地域課題の解決に役立てていく「地域づくり型生涯学習」による地域力の醸成に寄与することを目的とした「はしまシティカレッジ」を開講し、学びの循環形成及び市民による活発な生涯学習活動を推進しています。
- ・ 文化センター、歴史民俗資料館、竹鼻町屋ギャラリー及び竹鼻まつり山車会館にて、芸術や歴史、文化に触れる場を提供するとともに、地域に受け継がれてきた文化財の保存や伝統文化・民俗芸能等の継承に向け、市内外へのPRや補助金等による財政支援を行っています。一方、地域住民の減少や高齢化による伝統文化の継承者・後継者不足が課題となっています。
- ・ 図書館では、電子図書を導入し、非来館者サービスの充実を図るとともに、市内の児童生徒に対して利用者IDを交付することで、GIGAスクール構想※にて一人一台整備されているタブレット端末を利用して、電子図書を楽しめる環境を整備しています。

施策の方針

市民一人ひとりが生涯を通して学び習い、学び直しができる「学習」の環境整備や学びの成果を自ら確かめ、様々な分野に発信する「学修」の仕組みづくりなど、生涯学習社会※実現のための取組を進めます。

また、市民が芸術や文化に親しむ機会を提供するとともに、地域の歴史の理解や伝統文化が継承されるよう、後継者の育成や文化財等の保護を図ります。

施策・事業

①生涯学習機会の充実

■ 生涯学習情報の普及・啓発

生涯学習情報誌や広報紙、ホームページを通じて、コミュニティセンターや文化センターをはじめ、関係機関で開催される講座情報を広く周知します。

■ 地域づくり型生涯学習の推進 **重点項目 2**

個人の多様な学びの成果を地域へ広げる活動の機会を創出します。

■ 図書館機能の充実

多様化するニーズに対応するため、レファレンスサービス※を強化するとともに、市民が世代を超えて交流する場を提供します。

■ 生涯学習施設等の整備

文化センターをはじめとした生涯学習施設等を計画的に整備します。

②芸術・文化の振興及び歴史・伝統文化の継承

■ 芸術や文化の振興

子どもから高齢者まで、幅広い世代が主体的に芸術や文化に親しむ機会を提供します。

■ 文化財や伝統文化の保護・継承

多くの市民が地域の歴史や伝統文化に興味を持ち、貴重な地域の文化が継承されるよう、後継者の育成や文化財の保護に向けた取組を支援します。また、文化財を大切に守り続ける思いや姿勢を育めるよう、啓発活動を行います。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
はしまシティカレッジ認定講師数	10人	26人
市民一人当たりの図書館資料貸出数(年間)	5.16冊	5.16冊
図書館への来館者数(年間)	136,344人	150,000人
伝統文化の継承に係る団体数(年間)	24団体	24団体
芸術・文化に触れる機会を提供した回数(年間)	64回	65回

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

主体的に生涯学習活動に参加するとともに、学びの成果を地域課題の解決へとつなげていきます。

また、芸術や文化に積極的に触れるとともに、地域の歴史や伝統文化への理解を深めます。

5 生涯スポーツ



現状・課題

- 生涯を通じてスポーツ活動ができるよう総合型地域スポーツクラブと調整を図りながら、指導者研修会やファミリースポーツ広場、ボッチャ大会、スポーツ教室等の事業への支援に取り組んでいます。また、ミナレクデー（旧チャレンジデー）による市民のレクリエーション機会を創出したほか、駅伝競走大会や市民体育大会開催への支援を行い、市民がスポーツに参加できる機会を創出しています。
- 東京オリンピック・パラリンピック競技大会を契機としたスポーツ人口の増加を目指し、市内小学生を対象として、スポーツ教室（バスケットボール教室、サッカー教室）を開催するとともに、ボッチャ体験やパラスポーツ教室を開催し、パラスポーツの普及を進めています。一過性の取組とならないよう、スポーツをする習慣のない方や障がい者の方にも気軽に参加できる機会を継続的に提供する必要があります。
- トップアスリート育成支援事業では、テコンドーについて、2018（平成30）年に防災ステーションがナショナルトレーニングセンター競技別強化拠点施設に指定され、国内トップレベル選手の育成・強化を目的とした練習環境の整備を行ったほか、市特別強化指定選手（パリ2024オリンピック出場選手）や強化指定選手、強化指定団体等に強化費用等を交付しています。競技力の向上やスポーツの推進を図るため、トップアスリート育成に向けた支援を継続的に行う必要があります。

施策の方針

年齢や性別、障がいの有無にかかわらず、市民が個々の状況に合わせて、気軽に、快適にスポーツに親しむことができる生涯スポーツ参加機会を提供するとともに、社会体育施設を計画的に整備し、市民の体力づくりやスポーツを通じた親睦の場を提供します。

また、トップアスリートの技術に触れる機会を提供し、競技者の意欲を高め、競技スポーツの普及促進を図るとともに、強化指定選手及び団体を支援し、競技力の向上を図ります。

施策・事業

①スポーツ参加機会の充実

■ 総合型地域スポーツクラブの支援

地域スポーツの推進役である総合型地域スポーツクラブの自立運営を支援し、多様なスポーツ機会の確保を図ります。

■ 各種スポーツイベントへの支援

スポーツを身近に感じてもらうため、市民体育大会やリレーマラソン等のスポーツイベントの開催を支援します。

■ ねんりんピックを契機としたスポーツ人口増加に向けた取組

2025（令和 7）年に開催されるねんりんピック岐阜2025を契機に、スポーツへの興味・関心を高め、スポーツ人口の増加を図ります。

■ パラスポーツの推進

様々なスポーツイベントを通して、障がいの有無にかかわらず、市民がパラスポーツを実際に体験し、理解できる機会を創出します。

②選手の育成

■ トップアスリート育成支援事業

全国大会や国際大会に出場するアスリートを支援し、更なる活躍に対する助成を行うとともに、トップアスリートによる市民を対象にしたスポーツ教室を開催し、技術指導等を通じ競技力のレベルアップを図ります。

③ 体育施設の整備

■ 計画的な体育施設の整備

社会体育施設を計画的に整備し、市民の体力づくりやスポーツを通じた親睦の場を提供します。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
総合型地域スポーツクラブに加入している人数	1,580人	1,950人
成人の1週間の運動・スポーツ実施回数が1回以上の人の割合	—	65.0%
パラスポーツイベントに参加した人数(年間)	—	900人
トップアスリート及び全国トップレベルのスポーツ指導者による教室に参加した人数(年間)	298人	325人
市有スポーツ施設のトイレの洋式化率	61.5%	85.0%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

日常生活の中に無理なくスポーツや運動を取り入れるよう心がけます。

また、「する」「みる」「ささえる」ことでスポーツに参画します。

企業や競技団体は、組織や競技にかかわらず、スポーツイベントや大会の開催に際し、協力するよう努めます。

Ⅲ ともに創る 活力・にぎわいのあるまち

<産業・交流>

分野	施策
1 農業	<ul style="list-style-type: none">① 農業を支える人材の育成② 持続可能な農業への転換支援③ 安全・安心な農産物の推進④ 生産基盤の強化
2 商工業	<ul style="list-style-type: none">① 起業・第二創業[*]の支援② 経営基盤の強化③ 人材の確保・育成④ 働きやすい環境整備
3 企業誘致	<ul style="list-style-type: none">① 地域特性を生かした企業立地促進
4 観光・交流	<ul style="list-style-type: none">① 観光の推進② 外国人との交流・共生

1 農業



現状・課題

- ・ 農地の集積・集約化を図るため、農地中間管理事業[※]を活用し、担い手農業者へ農地の利用権設定をするとともに、農業の収益性確保に向け、効率的な農業経営を図るため、スマート農業[※]技術を導入する農業者を支援しています。一方で、農家数、経営耕地面積[※]ともに減少傾向にあり、農業従事者の高齢化や後継者不足を補う、多様な農業人材の育成と確保が課題となっています。
- ・ 2022(令和4)年3月に「第2期食の地産地消推進計画」を策定し、「地産」「高付加価値化」「地消」「食育」等の取組に加え、「食品ロスの削減」「SDGs[※]への取組」など、直近の社会情勢の変化を踏まえた変更を行い、食の地産地消活動を推進してきました。採算性があり、本市の風土に合った農作物の産地づくりを目指すため、本市の特産農産物として認定されているれんこん・たまねぎ、アスパラガスのほか、代表的な作物であるぎんなん・柿・いちご・ささげ等の生産量の増大に向けて、必要な支援を行っています。持続可能な農業を実現するため、有機農業や化学農薬低減といった、環境負荷に配慮した農業の推進が求められています。

施策の方針

労働力不足への対策として担い手農業者への支援を引き続き図りつつ、地域が必要とする多様な農業人材の育成と確保を推進するとともに、デジタル技術等を活用したスマート農業[※]への転換を促進し、農業経営の合理化や生産性の向上等を図ります。

また、大都市近郊に立地する本市の特性を生かし、市特産品の創出や6次産業[※]化、付加価値の高い農業への転換を進めるとともに、環境に配慮した農業を進めます。

さらに、農地の保全と利用集積を進めるとともに、土地改良事業等を推進し、農業生産基盤の強化を図ります。

施策・事業

①農業を支える人材の育成

■ 認定農業者※・新規就農者等の支援 **重点項目 2**

認定農業者※や新規就農者等を育成・確保するため、制度の普及啓発や農業経営改善計画の作成指導、研修、相談活動等を行うとともに、県の補助事業を活用し、農業経営を支援します。

■ 農地の集積・集約化

農地中間管理事業※を活用し、担い手農業者へ農地の集積と集約を進め、効率的な農業経営を図るとともに、遊休農地の発生防止・解消を図るなど、農地の適正かつ効率的な利用を推進します。

■ 農業にふれ合う機会の確保

農業に携わる機会が少ない消費者の農業への理解を深めるため、農業体験事業の実施や市民菜園等の提供を行います。

②持続可能な農業への転換支援

■ スマート農業※の推進 **重点項目 3**

儲かる農業を目指した産地構造への転換促進や省力化と高収益化に加え、環境に配慮した技術を目的としたスマート農業※化に必要な機械・施設等の導入経費の一部を助成します。

■ 環境等に配慮した農業支援

農業者等が化学肥料・化学合成農薬を削減する環境保全型農業や有機農業など、環境に配慮した農業に取り組む農家の支援を行います。

■ 6次産業[※]化の推進

6次産業[※]化を検討する農業者に対する研修の実施や相談等の支援を行うとともに、6次産業[※]化している農業者に対する販売面の支援を行います。

/ ③安全・安心な農産物の推進

■ 市特産品の育成・普及

本市の主要農作物等を市特産品として認定するとともに、岐阜連携都市圏[※]における連携事業「ぎふベジ」のブランド化の共同プロモーションや「ぎふ〜ど」の認定広域化に取り組みます。

■ 畜産振興事業

畜産経営の安定化や家畜伝染病の予防等を図るため、飼養・繁殖・衛生管理に関する指導、家畜診療等を行います。

■ 食育の推進

健康的な食生活や食に関する正しい知識が幼少期から身に付くよう、食育活動を推進します。

/ ④生産基盤の強化

■ 県営かんがい排水事業

農業に必要な水を安定的に供給するため、桑原輪中土地改良区の揚水機場の設備の改修・更新を進めます。

■ 土地改良施設の適切な維持管理

農業に必要な水を安定的に供給するため、市南部の各揚水機場の改修・整備等を進めます。

Ⅲ ともに創る 活力・にぎわいのあるまち <産業・交流>

■ 農業集落合意形成活動の支援	地域農業を持続的に発展させるための土地改良事業（ほ場整備等）に対する、農業集落の合意形成活動を支援します。
■ 多面的機能支払交付金	農業集落の地域住民や農業者で組織する団体が、農地や農業用水等の資源の環境保全を行う活動に対し支援を行い、地域資源の適切な保全管理を推進します。

目標指標

指標名	令和 5 年度現状値	令和10年度目標値
認定農業者 [※] 数	37 経営体	42 経営体
農地集積率	42.9%	68.0%
スマート農業 [※] 技術導入経営体数	11 経営体	16 経営体
市特産品目数（農作物）	8 品目	10 品目
ほ場整備に取り組む農業集落数	0 集落	1 集落

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

生産者の取組を理解し、地元の農畜産物を積極的に利用するよう心がけます。
事業者は、農地を荒廃させることなく、有効に利用し、安全・安心な農産物の生産・提供に努めます。

2 商工業



現状・課題

- ・ 商工会議所の事業活動に対する支援を通じて、市内中小企業の相談業務や情報提供・交換等を行うとともに、市内で活躍する企業の優れた技術や製品を紹介する企業展「羽島市ビジネスSHOW」を開催し、ビジネスチャンスの創出を図っています。また、「発明くふう展」の開催を通じ、次代を担う児童生徒の創造性を育み、創意工夫によるものづくりを奨励しています。
- ・ 中小企業等経営強化法に基づく「導入促進基本計画」を策定し、市内中小企業者が生産性向上を実現するための設備投資を支援するとともに、「羽島市創業支援等事業計画」に基づく創業塾や専門家相談等の創業支援事業を実施しています。本市の主要産業である製造業は、全国と比べ相対的に労働生産性が低い状況にあり、販路の見直しや生産能力の向上、付加価値の高い商品開発等による利益率向上が求められています。
- ・ 必要な人材の確保や円滑な事業承継への支援とともに、ICT^{*}等の先端技術の積極的な導入による省力化など、業務効率の改善に向けた取組も必要となっています。また、若者、女性、障がい者、外国人等の就業促進を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス^{*}の推進など、誰もが働きやすい環境づくりが求められています。

施策の方針

労働力不足や社会全体のデジタル化、脱炭素化等の社会情勢の変化に対応していくため、生産性の向上や人材の育成・確保に係る取組、創業・販路拡大を支援します。

また、若者、女性、障がい者、外国人など、多様な人材が活躍できる労働環境の構築を進めます。

施策・事業

①起業・第二創業※の支援

■ 創業支援事業 重点項目 3

商工会議所や金融機関等と連携しながら、「はしま創業塾」を実施します。また、ぎふスタートアップ支援コンソーシアム※や岐阜連携都市圏※のネットワークを活用した情報発信を行い、創業機運の醸成や創業に関する情報提供を図ります。

②経営基盤の強化

■ 小規模事業者の経営改善に向けた支援

商工会議所が実施する市内企業への窓口相談指導や各種講習会等の開催、制度融資の斡旋、税務相談等の経営改善普及事業を支援します。

■ 生産性向上に向けた支援

中小企業等経営強化法等に基づき、労働生産性向上を実現するため、企業が行う設備投資を支援します。

■ 事業承継に向けた支援

中小企業の活力維持・発展のため、岐阜県事業承継ネットワーク（商工会議所、金融機関、市町村等）と連携の上、商工会議所が行う市内企業の事業承継診断を支援します。

■ 企業展開催事業

市内企業の優れた技術や製品を紹介する企業展等の開催を支援し、情報交換や販路拡大、企業間連携の実現、新規就労者の確保など、ビジネスチャンスの創出を図ります。

■ 地場産業の振興

尾州産地※の一翼を担う繊維産業の人材育成・確保及び販路開拓を進めます。

/ ③人材の確保・育成

■ 地元企業への就職促進

岐阜県、産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会※及び商工会議所と連携し、地元企業による説明会の開催や企業ガイドブック発行等の情報発信を行い、学生の地域への就職を促進します。

■ 若者の定着支援 **重点項目 2**

岐阜県と連携して奨学金返還等を支援し、地元企業に就職する若者の定着を促進します。

■ 発明思考によるものづくりへの支援

「発明くふう展」の開催を通じ、次代を担う児童生徒の豊かな観察力と創造力を育み、創意工夫によるものづくりを奨励します。

/ ④働きやすい環境整備

■ 子育て支援企業認証・表彰制度の実施

子育てと仕事の両立や継続して働くことのできる環境づくり等の優れた取組を実施する市内企業を「子育て支援企業」に認証し表彰します。また、当該企業の取組を市ホームページ等で紹介し、ワーク・ライフ・バランス※の推進を図ります。

■ 子育てサポート企業・女性活躍推進企業の紹介

くるみん認定※、えるぼし認定※及びワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定※を取得した市内企業及びその取組を市ホームページ等で紹介し、市内企業の認定取得件数の増加等を図ります。

目標指標

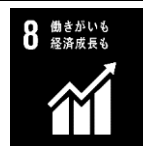
指標名	令和 5 年度現状値	令和10年度目標値
創業支援等事業計画による創業者数(年間)	28 人	30 人
従業員一人当たりの製造品付加価値額※	975 万円 (令和 3 年経済センサス)	1,072 万円
ぎふ若者定着奨学金返還支援制度を利用して地元企業に就職した若者の人数(年間)	—	2 人
子育て支援企業認証数	14 社	23 社

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

市内企業の製品や身近な商店等の利用を心がけます。また、就業者として必要な資質の向上に努めるとともに、市内企業への就職を心がけます。

事業者は、SDGs※等に配慮した上で、消費者にとって魅力的な製品づくり・提供に努めます。また、市民の雇用を促進するとともに、ワーク・ライフ・バランス※に配慮した労働環境の整備に努めます。

3 企業誘致



現状・課題

- ・ 東海道新幹線岐阜羽島駅及び名神高速道路岐阜羽島インターチェンジの広域交通拠点を有する立地特性を生かし、岐阜羽島インター南部東地区地区計画区域への企業誘致を推進し、企業進出率は、9割を超える状況となりました。
- ・ 東海環状自動車道の整備やスマートインターチェンジの開通等により、本市を含めた周辺地域全体のポテンシャルが高まる中で、本市においては、2021（令和3）年5月に岐阜羽島インター南部東地区を含めた岐阜羽島インター南部地区（約71.5ha）を市街化区域に編入し、更なる企業誘致を推進しています。
- ・ 近年は、新幹線岐阜羽島駅周辺に多くの人に移り住み、さらには新たな賑わいの場として数多くの飲食店が出店して活気づいており、客観的なまちづくりの指標として、新幹線岐阜羽島駅周辺地価の上昇傾向も見受けられます。

施策の方針

広域交通拠点を併せ持つ本市の立地特性を生かし、企業誘致を進め、にぎわいの創出や雇用の場の確保を図ります。

また、国・県の施策の動向や新たな交通体系の整備等の社会情勢の変化を踏まえ、企業立地のポテンシャルが高い区域において、必要に応じて土地利用調整を進めます。

施策・事業

①地域特性を生かした企業立地促進

■ 企業立地可能用地の整備

岐阜羽島インター南部地区において、地区計画制度による都市基盤の整備を進め、岐阜羽島インターチェンジに近接するポテンシャルを生かし、企業誘致を推進します。また、社会経済状況の変化に応じ、周辺環境との調和に配慮しながら、土地利用調整を進めます。

■ 企業進出に向けた総合的な支援

新幹線岐阜羽島駅周辺や岐阜羽島インター南部地区において、地権者との連携のもと企業を誘致し、地権者との協議や立地に係る各種手続き等を支援するとともに、進出企業に対する優遇措置を講じ、企業立地を促進します。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
岐阜羽島インター南部地区における立地企業数	7社	10社

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

事業者は、企業立地による効果について、積極的な情報発信を心がけるとともに、誘致への協力を努めます。

4 観光・交流



現状・課題

- ・ 「美濃竹鼻ふじまつり・竹鼻まつり」「羽島美濃菊展」など地域に根付く資源を生かしたイベントを中心とした観光振興を図っています。また、地域の観光情報の発信拠点であるはしま観光交流センターや山車の常設展示施設である竹鼻まつり山車会館の整備を進め、地域内や広域の資源を周遊できる環境の充実を図りました。
- ・ 羽島市・津島市・江南市のふじまつりを「東海ふじ三昧」として、共同 PR や観光交流の促進を図るとともに、県内自治体と連携し、県ゆかりの僧・円空と円空仏の観光プロモーションに取り組むとともに、民間団体が主体となり実施する産業観光イベント（ツイードラン尾州、ひつじサミット尾州）や健康志向・環境意識の高まりを受けたサイクル観光などのイベント実施を支援しました。
- ・ 市単体の観光資源では集客力が乏しいため、歴史や偉人等のストーリーに沿った観光資源をつなぎ、地域内のみならず自治体の枠を超えた周遊型観光を一層推進していく必要があります。
- ・ 東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催時におけるスリランカ国のホストタウン活動を契機として、2023（令和 5）年度からは、本市の児童とスリランカ国児童とのオンライン交流を実施しています。外国人人材の受入拡大に伴い、外国人人口が増加したことにより、地域住民と外国人の間でルールやマナーの相互理解が必要となっています。

施策の方針

行政、市民、事業者、関係団体が一体となり、本市の観光資源の魅力を再認識して誇りを高めるとともに、効果的かつ効率的な情報発信等による誘客を推進し、観光振興に取り組めます。

また、市民の国際感覚や異文化に対する理解を深め、関係団体等との連携のもと、多文化共生*社会の実現を推進します。

施策・事業

①観光の推進

■ 各種イベント支援

「美濃竹鼻ふじまつり・竹鼻まつり」をはじめとする本市の郷土色豊かなまつりのほか、「ぎふ羽島駅前フェス」や「はしまdeマルシェ」等のイベントが円滑に実施されるよう、各主催団体の運営体制を支援します。

■ 花の里推進事業

市の花「美濃菊」のPRや普及、保存の推進を図るため、「羽島美濃菊展」を開催するとともに、大賀ハスや江戸菖蒲等の栽培管理を行います。

■ 周遊観光の推進

市固有の歴史・文化等を生かした観光資源の維持・充実を図るとともに、はしま観光交流センターをはじめ、歴史民俗資料館や竹鼻町屋ギャラリー、竹鼻まつり山車会館と連携したプロモーション活動を実施し、周遊観光の推進を図ります。

■ 広域観光の推進

円空仏やふじの名所など、他自治体の観光資源と共通する本市の資源を生かし、県や他市町村、民間団体など、多様な主体と連携した広域的な誘客宣伝活動を推進します。

/ ②外国人との交流・共生

■ 国際交流活動の充実

市民の国際感覚を養うため、異文化理解講座等を行う羽島市国際交流協会の活動を支援します。また、国際交流活動を通じて、国際的な視野の育成に取り組むことで、共生社会の一層の推進を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
観光イベントにおける入込客数(年間)	284,100人	290,000人
美濃菊栽培団体数(年間)	17団体	22団体
国際交流協会実施講座の参加者数(年間)	470人	520人

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

市内にある観光資源について関心を持ち、保全や継承活動への参加を心がけます。また、外国の方と互いの文化や多様な価値観等を認め合うよう、相互理解に努めます。

事業者は、社会貢献活動の一環として地域住民等と連携し、地域の活性化に取り組みます。また、外国人雇用者がいる場合は、やさしい日本語や多言語での情報提供に努めます。

IV ともに助け合う 安全・安心なまち

<市民生活>

分野	施策
1 防災	<ul style="list-style-type: none"> ① 地域防災力の向上 ② 災害への備え ③ 水防対策の充実
2 消防	<ul style="list-style-type: none"> ① 消防力の確保 ② 地域の消防力強化
3 交通安全・地域防犯	<ul style="list-style-type: none"> ① 交通安全対策の強化 ② 地域防犯対策の充実
4 環境保全	<ul style="list-style-type: none"> ① 脱炭素社会の推進 ② 環境保全意識の高揚 ③ 適切な監視・指導 ④ 空き家対策の推進
5 ごみ・衛生	<ul style="list-style-type: none"> ① ごみ処理体制の整備 ② ごみの減量化・資源化 ③ し尿の適正処理

1 防災



現状・課題

- ・ 「自助」「共助」による防災減災を進めるため、防災コーディネーター※のフォローアップ研修や自主防災組織のリーダーに対する研修を開催し、人材の育成を図るとともに、市と自治会が一体となり、予想される事態に即応した実践的な内容の総合防災訓練を開催してきました。
- ・ 防災減災及び迅速な復旧・復興等に資する大規模自然災害等に備えた強靱なまちづくりの実現に向け、2022（令和 4）年度に新たな「羽島市国土強靱化※地域計画」を策定しました。また、災害発生時に一人でも多くの命を守ることができるまちを実現するため、計30回のワークショップを実施し、市民の意見を踏まえ、「命と暮らしを守る羽島市民の防災減災条例」を2024（令和 6）年 4 月から施行しています。今一度、「自助」の重要性を認識し、災害時には、「自分の命は自分で守る」意識をもって主体的に取り組むことが求められています。
- ・ 災害が発生した場合の対応については、災害対策基本法に基づく「羽島市地域防災計画」や武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（通称：国民保護法）に基づく「羽島市国民保護計画」によって対処することとしています。また、災害発生時における緊急輸送道路や市民の避難通路等の優先的な確保を図るため、災害時啓開等優先道路（橋梁）の指定を行っています。
- ・ 排水機能の強化を図るため、逆川の排水機場整備を進めるとともに、優先度の高い水門を電動化することにより、緊急時の水門操作基準の明確化や対応の迅速化を図り、冠水災害リスクの低減に取り組んでいます。
- ・ 洪水や内水の氾濫等の水害を警戒・防御し、水害による被害を軽減し、公共の安全を保持するため、羽島市水防団を組織しており、毎年出水期前には水防に関する理解や技術の向上を図る目的で水防演習を実施しています。水防団員確保のため、2022（令和 4）年度に水防団員の出勤報酬や組織体制の見直しを行っていますが、安定した団員数の確保に向けた取組が必要不可欠となっています。

施策の方針

防災備品等の計画的な備蓄に加え、災害時において自らが適切な行動をとることができるよう防災教育を充実するなど、防災・減災対策を推進します。

また、市民の自助及び共助の促進を図り、市民主体による食料等の備蓄や避難所運営等により、災害に強い地域づくりを進めます。

さらに、水防団の重要性に係る普及啓発を推進し、団員の確保を図るとともに、水防演習の実施や水防活動用資機材等の整備など、水防体制の充実を図ります。

施策・事業

①地域防災力の向上

■ 防災コーディネーター※等の専門性向上

防災コーディネーター※へのフォローアップ講座や自主防災組織のリーダーに対する講演会を開催するなど、防災に関わる人材の育成に継続して取り組みます。

■ 地域における防災訓練の促進

市、関係防災機関、地元住民、事業所、防災に関する団体、その他各種団体、防災コーディネーター※等が一体となって、同一想定に基づき、予想される事態に即応した実践的な内容の災害応急対策活動を実施する総合防災訓練を開催します。

■ 自主防災事業 **重点項目**

防災意識の向上を図るため、出前講座の実施に加え、地域での地区防災計画の作成や自主的な防災訓練開催の啓発を推進します。また、初期消火器具の整備や消防訓練を行う自主防災組織等を支援します。

/ ②災害への備え

■ 地域防災計画の実効性向上

市役所各課において、BCP^{*}訓練を実施するとともに、総合防災訓練については、毎年その内容を見直し、防災環境の変化に対応した、より実効性の高い訓練となるよう改善を図ります。また、災害時応援協定を締結するなどし、より実効性の高い計画となるよう取組を進めます。

■ 災害時の情報伝達手段確保

防災行政無線をはじめ、フリーダイヤルのテレホンサービスやメールなど、災害時の情報伝達手段の確保を進めます。

■ 防災備蓄資材の充実

避難所の環境整備に関する資材や備蓄食料について計画的に購入・更新を進めます。

■ 住宅等耐震助成事業

木造住宅の無料耐震診断等に要する費用の一部を助成し、建築物の耐震化を進めます。

■ 国土強靱化^{*}計画の推進

重点化するプログラムを選定するなど、推進方策及び仕組みを充実させ、効果的・効率的に強靱化を進めます。

③水防対策の充実

■ 水路の疎通能力の確保

水路を浚渫することで、排水断面を確保し疎通能力の低下を防止します。

■ 水防演習の実施

毎年水防団幹部講習及び水防演習を実施し、水防に関する理解や技術の向上を図ります。

■ 水防活動用資機材等の整備

水防倉庫の修繕及び資機材の購入を進め、水防力の強化を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
自主防災組織活動率	87.6%	90.0%
市地域防災計画への地区防災計画掲載数	3計画	5計画
災害時応援協定等の締結件数	85件	90件
水防団員の充足率	98.7%	100%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

日頃から高い防災意識を持ち、災害に備えた備蓄、防災訓練への参加に努めます。

事業者は、BCP※を策定し、自衛防災力を高めるとともに、地域の自主防災組織の活動へ資源を提供することなどにより、協働による防災・減災対策を推進します。

2 消防



現状・課題

- ・ 国の施策である消防の広域化・連携協力を踏まえ、2021（令和 3）年から羽島郡広域連合消防本部と屈折はしご車の運用に係る連携に取り組んでいます。消防庁舎は老朽化が進む中、庁舎に求められる機能も高度化してきており、適切に対応していく必要があります。
- ・ 国内での災害発生状況等を踏まえた上で、機能別消防団員として「火災予防啓発団員」と「大規模災害団員」を新設するなど、地域における消防・防災の重要な役割を担う消防団の充実・強化を図りました。男女共同参画^{*}の視点から、機能別消防団への女性の参加促進や女性消防吏員の採用を継続的に図っていく必要があります。
- ・ 救急救命においては、バイスタンダー^{*}による応急手当実施率の向上を目指し、119番通報時に指令員が通報者に対し、応急手当に関するアドバイスを実施する口頭指導の実施率向上や受講資機材の充実による効果的かつ効率的な講習の実施など、市民が救命講習を受講しやすい環境づくりを進め、応急手当の普及啓発を推進しています。今後は、応急手当実施率向上への取組をより一層推進するとともに、2023（令和 5）年から全県下で運用が開始された「救急安心センターぎふ、#7119^{*}」の普及を進め、救急車の適正利用を促進していく必要があります。

施策の方針

引き続き消防サービスの水準を維持できるよう、広域的な連携・協力も視野に入れつつ、人員・資機材・車両等の消防力の確保を図ります。

また、住宅用火災警報器等の普及や消火訓練等による市民の防災力の向上を促すとともに、地域の安全・安心を守る災害に強い消防団づくりを進めます。

施策・事業

①消防力の確保

■ ICT*等を活用した通報環境の整備

ICT*技術等の導入と整備により、通報システムの効率化と精度向上を図り、緊急時における迅速かつ適切な対応につなげます。

■ 消防庁舎や消防緊急指令施設の計画的な整備 **重点項目 I**

「消防施設長寿命化計画」に基づき、消防庁舎の計画的な維持管理を行うとともに、迅速な消防活動を実現する緊急通信指令施設について、計画的に更新します。

■ 消防・救急自動車の更新

「車両更新計画」に基づき、計画的な車両更新を行います。

■ 消防水利の整備

消防水利の充足状況、経年劣化による不具合等を踏まえ、計画的に消火栓や防火水槽の整備・修繕を行います。

②地域の消防力強化

■ 火災予防の啓発

住宅用火災警報器の普及を図るため、設置調査や効果的な啓発活動を行います。

■ 消防団の充実・強化

消防団員の確保を図るとともに、機能別消防団を充実させるなど、消防団の体制強化を進めます。また、団員が安全に活動できるよう装備品を充実させます。

IV ともに助け合う 安全・安心なまち <市民生活>

■ 応急手当の普及

市民に対し救命講習を積極的に行い、応急手当の普及を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
消防団員の充足率	90.9%	100%
バイスタンダー*による応急手当実施率	52.7%	60.0%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

主体的に消防訓練や救命講習に参加し、必要な知識や技術を身に付けるよう努めます。
また、救急車要請に迷った際は、「救急安心センターぎふ、#7119*」の利用を心がけます。
事業者は、消防計画の見直しや防火対策を進め、自衛消防力を充実するよう努めます。

3 交通安全・地域防犯



現状・課題

- ・ 「羽島市交通安全対策推進目標」に基づき、子どもや高齢者を対象とした交通安全教室の開催や街頭啓発、街頭指導等を実施するとともに、「羽島市通学路交通安全プログラム」に基づき、毎年、「羽島市通学路安全推進会議」において、関係機関と対策協議を行い、通学路内の児童生徒の交通安全確保のため、必要な対策を講じてきました。
- ・ 2019(平成 31)年に「羽島市自転車安全利用推進条例」を施行し、自転車用ヘルメット着用を努力義務化しました。2023(令和 5)年には、道路交通法の改正により、自転車用ヘルメットの着用が努力義務化されたことに伴い、岐阜羽島地区交通安全協会羽島市10支部会と共に県内で初となる自転車ヘルメット着用推進宣言を行い、啓発活動を実施しました。児童生徒以外の年代での着用率増加を図るため、継続的に啓発活動を進めていく必要があります。
- ・ 防犯に関しては、自治組織が設置する防犯灯に対して補助金による支援を行うとともに、交通安全教室の中で警察官による特殊詐欺等に関する生活安全講話等を実施しています。一方で、市内では侵入盗を含む窃盗犯が増加傾向にあり、また、オレオレ詐欺を含む特殊犯罪も多く発生している状況であることから、岐阜県警察と協力し自衛を促す啓発を継続して行っていく必要があります。

施策の方針

交通安全に対する啓発活動により市民の意識の高揚を図るとともに、交通安全施設の整備・充実など、交通安全対策の強化を図ります。

また、防犯関係団体との連携を深め、地域の防犯活動を支援し、犯罪対策の充実を図り、防犯意識の向上と犯罪被害の軽減を目指します。

施策・事業

①交通安全対策の強化

■ 交通安全意識の啓発

交通安全教室の開催や交通安全啓発チラシの配布等のほか、交通安全関係団体と連携して交通安全意識の啓発を図ります。

■ 交通安全環境の整備

交通安全施設（道路照明灯、カーブミラー、防護柵、区画線等）の設置や修繕を進めるとともに、自治会からの交通規制の要望について、関係機関と連携し対応します。

■ 通学路の安全対策

「羽島市通学路交通安全プログラム」に基づき、関係機関と連携し、通学路の安全確保を図ります。

②地域防犯対策の充実

■ 犯罪被害を防ぐ意識啓発

コミュニティ・スクール※を中心に見守りボランティアを継続的に依頼するとともに、市内や近隣市町での事件、不審者についての注意喚起、見守り体制強化のメールを配信します。

■ 防犯対策環境の整備

「羽島市生活安全条例」に基づき、自治組織において実施される防犯灯の普及やLED防犯灯への切替及び防犯パトロール活動を支援します。

IV ともに助け合う 安全・安心なまち <市民生活>

■ 犯罪被害者に対する支援

犯罪被害者に対し、犯罪直後の見舞金の支給を行うとともに、公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センターの活動を支援します。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
交通事故死傷者数(年間)	135人 (令和5年1月~12月)	135人 (令和10年1月~12月)
刑法犯認知件数(年間)	502件 (令和5年1月~12月)	463件 (令和10年1月~12月)

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

日頃から交通安全意識及び防犯意識を持ち、地域の安全・安心のために各種活動への参加を心がけます。

事業者は、従業員等を対象とした、交通安全及び防犯についての研修を行うなど、啓発に努め、交通安全、防犯面での社会貢献活動を推進します。

4 環境保全



現状・課題

- 2023(令和 5)年度以降、北部学校給食センター、図書館、市営斎場等に太陽光発電設備を導入するとともに、消防本部、防災ステーション、歴史民俗資料館、市営斎場等の照明設備LED化を進め、温室効果ガス排出量の削減に努めてきました。今後も費用対効果や優先順位を検証した上で、再生可能エネルギー※の利用促進や省エネルギー化を計画的に進めていく必要があります。
- 環境保全意識の向上を図るため、水質検査・騒音測定、不法投棄のパトロールによる監視・指導、環境美化看板の設置の支援、イタセンパラ※の保護・飼育活動等を継続的に実施してきました。また、市民が主体となる地域の清掃活動等に対する支援、アダプトプログラム※導入による環境美化活動等により、良好な生活環境の保全を推進しています。
- 周囲に被害を及ぼす可能性のある特定空家等について、空家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、「羽島市空家等対策計画」を策定し、必要な措置を講じています。また、空き家の利活用を促す空き家・空き地バンク事業では、2023(令和 5)年度までに登録のあった19件のうち、12件が成約に至っています。住宅・土地統計調査によると、空き家は年々増加傾向にあり、空き家の買い手等が見つからない、適正管理に多額の費用がかかる等といった理由から所有者による対応が進まないケースも見受けられますが、空き家の増加は、防犯上・景観上等様々な問題をもたらすことから、総合的に対応するための施策の充実が求められています。

施策の方針

脱炭素社会を実現するため、市民や事業者、関係機関と連携を図りながら、再生可能エネルギー※の利用促進や省エネルギー化を推進します。

また、市民一人ひとりが環境問題を自分ごととして捉え、環境に配慮した行動につながるよう、環境教育・学習や啓発活動の拡充を進めます。

IV ともに助け合う 安全・安心なまち <市民生活>

さらに、公害・衛生対策等により良好な生活環境を守ります。

空き家については、特定空家化を未然に防止するため、関連部署、地域住民、専門家等と連携を図り、発生抑制や適切な管理など、総合的な取組を進めるとともに、特定空家等に対し必要な措置を実施することにより、空き家対策を推進します。

施策・事業

①脱炭素社会の推進

■ 再生可能エネルギー*の利用促進

公共施設における太陽光発電設備の導入に向けた検討を進めるとともに、市民への普及啓発を行います。

■ 省エネルギー化に向けた取組推進 **重点項目 3**

公共施設における照明設備のLED化を計画的に進めるとともに、市民への普及啓発を行います。

②環境保全意識の高揚

■ 環境美化看板による啓発

環境保全に向けた啓発を図るため、希望する自治会に環境美化看板を提供します。

■ 環境学習の推進

イタセンパラ*について学ぶ機会の提供や公共施設における飼育・展示により、環境学習を推進するとともに、「イタセンパラサポーター」を市民等から募集し、保護に向けた活動を進めます。また、県内の自然に触れる体験的活動や林産物の活用、ものづくりの活動等を通じた環境教育の取組を進めます。

■ 市民による環境美化活動の推進

各自治会が行う側溝や水路清掃など、市民が主体となって取り組む環境美化活動を支援します。また、市民と協働で河川清掃活動を実施し、河川美化や環境改善、ごみの不法投棄や置き去りをしないマナー向上を図ります。

/ ③適切な監視・指導

■ 公害防止対策事業

公害（騒音、振動、悪臭、水質汚濁等）の防止のため、各種測定及び検査を実施し、必要に応じ対策を講じます。

■ 自動車騒音常時監視業務

主要幹線道路を監視対象として、自動車騒音の測定を行い、環境省のプログラムに基づき、面的評価を実施します。

■ 雑草繁茂地に対する指導

「羽島市美しいまちづくり条例」に基づき、土地の所有者等に対し、必要な指導を行い、雑草繁茂の防止対策を推進します。

■ 不法投棄への対応

不法投棄のパトロール等による監視・指導をはじめ、不法投棄禁止看板の提供、集積場の不法投棄監視カメラの貸出、出前講座等による市民への啓発等を行い、不法投棄の抑制を図ります。

/ ④空き家対策の推進

■ 空き家対策の推進

特定空家化を未然に防止するため、空き家対策セミナーや個別相談会を開催するなど、空き家対策を推進します。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
公共施設におけるLED導入率	46.7%	100%
環境に関する出前講座等の開催回数(年間)	8回	10回
桑原川のBOD [*] の年間観測データの75%値(生物化学的酸素要求量)	5mg/L以下	5mg/L以下
一般環境騒音測定値	A地域:55デシベル以下 B地域:55デシベル以下 C地域:60デシベル以下	A地域:55デシベル以下 B地域:55デシベル以下 C地域:60デシベル以下
空き家の個別相談件数(年間)	8件	16件

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

環境学習やイベントなど、環境問題を学べる場に積極的に参加するとともに、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択など、自分ができる行動を実践します。

また、自分たちが暮らす地域の良好な生活環境を保全していくため、土地建物の適正管理に努めます。

事業者は、法令を遵守し、事業活動によって生じる公害を防止します。また、脱炭素社会の実現に向け、再生可能エネルギー^{*}の導入や電気自動車等の購入を検討します。

5 ごみ・衛生



現状・課題

- 岐阜羽島衛生施設組合の次期ごみ処理施設については、施設整備基本計画の策定、環境影響評価の実施、都市計画の変更等の手続きを適切に進めてきました。2024(令和6)年4月には、起工式が行われ、当初の予定より1年早い2027(令和9)年4月の稼働開始を目指し、建設工事が進捗しています。
- 2021(令和3)年10月よりごみの資源分別に対する意識を高め、ごみの減量と資源化の推進を図るため、家庭系ごみの有料化を実施しました。有料化開始する前と比較すると、年間で約1割の処理量の削減につながっており、着実にごみの削減効果が表れています。
- 2022(令和4)年8月には民間事業者と協定を締結し、使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を始めるとともに、継続的に実施している使用済み小型家電の回収については、2023(令和5)年6月より、回収品目に新たに補助記憶装置(HDD、USB、メモリーカード等)を追加するなど、循環型社会の形成に向けた取組を進めてきました。
- 食品ロスを削減するため、2022(令和4)年度に「羽島市食生活改善連絡協議会」と連携し、家庭で余りがちな野菜を丸ごと・美味しく活用できるレシピ集を制作しました。2024(令和6)年度には、民間事業者の連携協力のもと、フードドライブポストを市内の商業施設に常設し、食品ロス削減や食品を必要とする方への支援につなげています。
- 2024(令和6)年9月には、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律に基づく再商品化計画認定の申請を環境省及び経済産業省に行い、県内では2例目となる認定を受けました。10月からは、民間事業者と連携し、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を実施しています。
- し尿処理については、定められた区域における合併処理浄化槽の設置を支援するとともに、環境プラントの長寿命化総合計画を策定し、計画的な維持補修を実施してきました。環境プラントについては、施設の老朽化が進行していることから、中期的・長期的な整備方針を検討していく必要があります。

施策の方針

ごみ・し尿処理については効率的・持続的な処理体制を確保し、安全かつ適正な運営を実施します。

また、ごみの減量や資源化の推進を通じて、環境負荷の少ない循環型社会の形成を推進します。

施策・事業

①ごみ処理体制の整備

■ 次期ごみ処理施設整備事業の推進 **重点項目 3**

2027(令和9)年4月の稼働を目指し、岐阜羽島衛生施設組合及び組合構成市町と協力しながら、次期ごみ処理施設の整備を進めます。

②ごみの減量化・資源化

■ 使用済小型家電等の回収促進

使用済小型家電や使い捨てコンタクトレンズ空ケースの回収を促進し、ごみの減量化、資源化を図ります。

■ プラスチック使用製品廃棄物の再商品化

民間事業者と連携し、プラスチック使用製品廃棄物の再商品化を進めます。

■ 資源物ストックヤードの適切な運営・管理

市民が資源物を直接持ち込める常設の施設として、適切に運営管理を行います。

■ 食品ロスの削減

食品ロスの削減に向け、広報活動の充実、会合等における周知活動等にて啓発・普及を図るとともに、民間事業者と協力し、商業施設等にフードドライブポストを設置します。

/ ③し尿の適正処理

■ 浄化槽設置整備支援事業

定められた区域内において合併処理浄化槽を設置する者に対して、設置費用の一部について補助金を交付します。

■ 環境プラント施設の適切な維持管理

「羽島市環境プラント長寿命化総合計画」に基づき、計画的な維持補修を実施し、安定的なし尿処理を継続します。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	396g	388g
ごみのリサイクル率	16.6%	18%
生活排水処理率	75.0%	81.5%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

日常生活において、5R運動^{*}や3きり運動(水きり・使いきり・食べきり)の推進のほか、食品ロスの削減、ごみの分別の徹底等に努めます。

また、企業は排出されるごみの減量に努めるとともに、再利用、資源化が可能な製品等の製造、流通、販売等に努めます。

V ともに築く 便利で快適なまち <都市基盤>

分野	施策
1 道路	① 幹線・生活道路の整備 ② 都市機能の向上 ③ 安全な道路環境の維持
2 公共交通	① 持続可能な公共交通の構築
3 公園・広場	① 公園の整備と施設の適切な維持管理 ② にぎわい創出による公園の利用促進 ③ 国営公園等の計画的な整備と維持管理
4 上下水道	① 水道・公共下水道施設の更新・整備 ② 水道・下水道事業の安定的な運営

1 道路



現状・課題

- ・ 都市計画道路本田加賀野井線の整備、市道桑原岐阜線の4車線化及び桑原学園東幹線等の整備を推進するとともに、新濃尾大橋(仮称)の架橋促進、一般県道桑原下中線、羽島稲沢線、大垣江南線、都市計画道路桑原足近線の県道整備事業について関係機関と連携し、整備を進めています。今後は、人口減少に伴い、交通量も減少することが想定されるため、状況に応じて都市計画道路の見直しを実施する必要があります。
- ・ 幹線道路の維持管理については、路面調査の結果に基づき、修繕計画を策定し、計画的に修繕を行うとともに、橋梁の維持管理については、法定点検に基づく点検及び修繕計画を策定し、計画的な修繕につなげています。道路や橋梁等のインフラの老朽化が進む中、定期的な点検による劣化箇所の早期発見と適切な修繕対策が求められています。
- ・ 都市計画道路や区画道路を備えた良好な市街地環境の整備に向け、市施行による土地区画整理事業を順次実施しており、2018(平成30)年にインター北土地区画整理事業、2019(令和元)年には駅北本郷土地区画整理事業の換地処分がそれぞれ完了しました。2015(平成27)年度から2025(令和7)年度までを事業期間とする、組合施行による平方第二土地区画整理事業が進められており、地区内の道路については、2023(令和5)年3月31日に供用が開始されました。今後は、組合施行に関する円滑な事業進捗に向け、引き続き協議や助言等の支援が必要です。

施策の方針

関係機関と連携しながら、幹線道路の渋滞緩和を目的とした道路整備や災害時に強い道路ネットワークの形成を図る一方、都市計画道路等の計画については、社会情勢等の変化に合わせて見直しの検討を進めます。

また、計画的な点検に基づき、老朽化するインフラの適正な維持管理等を推進します。

施策・事業

①幹線・生活道路の整備

■ 都市計画道路本田加賀野井線の整備

混雑の著しい主要地方道大垣一宮線の機能を補完し、市南部で南濃地域と愛知県を連結する都市計画道路本田加賀野井線について、未整備区間となる都市計画道路上中岐阜線から一般県道羽島稲沢線までを県道として路線認定するとともに、早期事業化に向け、周辺自治体からなる期成同盟会により、関係機関へ継続的に働きかけを行います。

■ 県道の整備促進

広域的な交通ネットワークを強化する一般県道羽島稲沢線、大垣江南線、桑原下中線及び都市計画道路桑原足近線の整備を促進するため、事業の調整に協力し、県道整備負担金を支出します。

■ 国営木曾三川公園桜堤サブセンターのアクセス道路の整備

国営木曾三川公園桜堤サブセンターの堤内地整備に合わせ、公園にアクセスするための道路を整備します。

■ 地区計画道路整備事業

地権者から買取りの申し出があった地区内の道路用地について計画的な買収を行い、地区整備計画に沿った区画道路の整備を進めます。

■ 長良川長大橋整備促進

長良川に新たに架橋する長大橋の整備を含む一般県道大垣江南線整備事業の早期完成に向け、周辺自治体からなる期成同盟会により、関係機関へ継続的に働きかけを行います。

/ ②都市機能の向上

■ 適切な都市機能の配置 **重点項目 3**

持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティ※を実現するため、立地適正化計画を策定します。また、社会情勢を踏まえ、都市計画道路の必要性及び実現性を検証した上で、必要に応じ都市計画道路の見直しを行います。

/ ③安全な道路環境の維持

■ 道路舗装改修事業

舗装状態が悪化している交通量が多い主要幹線道路等について、舗装改修工事を推進します。

■ 橋梁の長寿命化

安全で安心な道路施設を提供するため、「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき、計画的に橋梁の点検、補修・修繕工事を進めます。

■ 社会基盤のメンテナンスに係る人材育成

専門的な技術や資格を有する人材の育成を図り、適切な社会基盤の維持管理に努めます。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
都市計画道路の整備率	69.2%	76.7%
橋梁の健全性診断区分Ⅲ(早期措置段階)及びⅣ(緊急措置段階)の割合	0.56%	0%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

普段の生活で利用する道路の清掃活動に努めるとともに、道路上での穴ぼこや段差等の危険箇所を発見した際には、LINEやメール等様々な媒体を活用し、市へ情報提供を行います。

2 公共交通



現状・課題

- ・ 新幹線岐阜羽島駅を結節点とした市コミュニティバス、広域幹線である名鉄竹鼻線・羽島線、名阪近鉄バス、都市間を連絡する海津市・輪之内町のコミュニティバス等により公共交通網を形成しています。
- ・ 2022(令和 4)年度には名鉄竹鼻線南宿駅に駅利用者の送迎のための車両転回場を設置したほか、2023(令和 5)年度には市コミュニティバスの運行状況をパソコンやスマートフォンで確認できるバスロケーションシステムを全線導入するなど、公共交通の利便性向上に資する取組を行っています。
- ・ 通学で市コミュニティバスを利用する高校生への通学定期券の費用の一部補助や自家用車から公共交通機関へ利用の転換を促進するため、運転免許証自主返納者等への無料乗車証の交付を実施しています。
- ・ 高齢化が進展する中、市民の日常生活の足としての地域公共交通の重要性が増す一方で、運行経費の増加や運転手不足により路線の確保・維持が課題となっています。
- ・ 持続可能な地域内交通を確保・維持するため、効率的な運行の観点から、デマンド型交通等の新たな方式も含めたサービスの検討が必要です。
- ・ 広域幹線である名阪近鉄バスの維持・利便性向上に向けた事業者との連携及び事業継続のための支援が必要です。

施策の方針

持続可能な地域内交通を確保・維持するため、コミュニティバスの効果的かつ効率的な運用を図り利用を促進するとともに、新たな技術やサービスの提供を図ります。

また、鉄道やバス等の運行事業者と連携し、地域をつなぐ広域的な公共交通の確保・維持を図ります。

施策・事業

①持続可能な公共交通の構築

■ コミュニティバスの運行サービスの改善

市民生活を支えるコミュニティバスの効果的かつ効率的な運用を図るとともに、利便性向上の取組を進めます。

■ 運転免許証自主返納者への支援

高齢者の運転免許証自主返納者等を対象にコミュニティバス無料乗車証等を交付し、自家用車から公共交通への転換の促進を図ります。

■ 広域的な公共交通の確保・維持

日常生活及び社会生活を営むに当たって必要不可欠な通勤、通学等の利便性を確保するため、近隣市町及び民間事業者と連携し、広域的な公共交通網の確保・維持を図ります。また、鉄道事業者に対し、関係機関と協力しながら、停車本数の増加など、鉄道の利便性向上に向けて要望します。

■ 新たな運行方式の研究

定時定路線以外の新たな運行方式（デマンド型交通、公共ライドシェア等）導入の可能性を検討し、地域にあった運行サービスの研究を行います。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
コミュニティバスの利用者数(年間)	90,209人 (令和4年10月～令和5年9月)	99,000人 (令和9年10月～令和10年9月)

V ともに築く 便利で快適なまち <都市基盤>

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

日常生活で公共交通機関を積極的に利用するよう心がけます。

3 公園・広場



現状・課題

- ・ 2021(令和 3)年度に旧北部学校給食センター跡地に馬場元町公園、2022(令和 4)年度に大西第二公園、蜂尻第二公園、東小熊公園、2024(令和 6)年度に平方第三公園の供用を開始しました。また、観光交流による地域の活性化を図るため整備された御坊瀬戸広場や青山スクエアは、住民によるイベントの開催や休憩場として活用されています。市内に78箇所ある都市公園等において、適切な維持管理を図るとともに、老朽化が進んでいる遊具等施設について、市民の遊具のニーズ等を把握した上で、修繕や改修等を進めていく必要があります。
- ・ 公園を有効に活用しながらにぎわいの場を創出するため、2022(令和 4)年度に市民の森羽島公園でキッチンカーの社会実験を実施しました。この社会実験の結果等を踏まえ、2024(令和 6)年度に市民の森羽島公園及び羽島中央公園において、平常時にキッチンカーの出店ができる体制を構築し、公園のにぎわいや交流の場としての機能を活性化させるとともに、公園の魅力を高め、回遊性向上を図っています。
- ・ 国営木曾三川公園桜堤サブセンターについては、2015(平成27)年の堤外地供用開始後、周辺自治体と連携し、堤内地の完成に向けて、国土交通省等への働きかけを行っています。桜堤サブセンターの早期完成に向け、関係機関に対する継続的な要望活動のほか、積極的な意見交換を行っていく必要があります。

施策の方針

市民の活動の場、憩いの場として安全・安心な空間を提供できるように地域住民や事業者と協力し、公園の施設・設備について、整備と適切な維持管理を実施します。

また、にぎわいや利便性を高め、公園の利用促進を図ります。

さらに、国営木曾三川公園の整備や適切な維持管理について、関係機関に働きかけを行います。

施策・事業

/ ①公園の整備と施設の適切な維持管理

■ 新たな公園の整備

土地区画整理事業施行区域内等において、公園を整備します。

■ 老朽化した遊具の改修・修繕

「公園施設長寿命化計画」等に基づき、老朽化した遊具施設等の改修及び修繕を進めます。

■ 公園美化管理活動の促進

公園の美化管理活動を行う団体に対し、報奨金を交付します。

/ ②にぎわい創出による公園の利用促進

■ 都市公園におけるにぎわい創出

キッチンカー等の出店による公園のにぎわい創出に向け、事業者等が出店しやすい環境を整備します。

/ ③国営公園等の計画的な整備と維持管理

■ 国営木曾三川公園桜堤サブセンター等の整備促進

国営木曾三川公園桜堤サブセンターの早期整備・維持管理や堤内地の整備に合わせた馬飼大橋までの区間におけるサイクリングロードの整備について、関係機関との協議・調整等を進めます。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
市民一人当たりの都市公園面積	7.74 m ²	10 m ²
公園美化管理活動報奨金による活動団体数	22 団体	25 団体
都市公園における民間事業者のイベント等開催数(年間)	—	3 回

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

アダプトプログラム^{*}へ参加するなど、行政と連携した公園の維持管理を行います。
事業者は、公園におけるにぎわいの創出に協力します。

4 上下水道



現状・課題

- ・ 「羽島市第 2 期水道整備計画」に基づき、水道施設の耐震化等を進めています。重要な管路として位置づけている基幹管路の耐震適合率は、2023(令和 5)年度末で51.6%であり、国の目標である2025(令和 7)年度末54%を達成できるよう整備を進めています。
- ・ 給水戸数の増加の一方で、節水機器の普及や人口減少による水需要の減少により、料金収入の減少が懸念されることから、計画的な事業運営が必要です。また、水道の有収率※が減少しており、原因の一つとして、管路の老朽化による漏水が考えられますが、2024(令和 6)年度より、新たにAI(人工知能)による衛星画像解析技術を用いた解析を行い、現在あるいは将来に漏水が発生する可能性が高い管路を明らかにし、音聴調査や管路更新計画等へ活用していきます。
- ・ 下水道使用料について、「羽島市上下水道事業経営審議会」の答申を踏まえた受益者負担の原則による料金改定を2023(令和 5)年 1 月使用分から実施しています。本市は、下水道事業着手時期が他市に比べ遅く、また、整備が遅れていることから、汚水処理人口普及率※が低い状況にあります。人口減少による収益の減少や施設の老朽化に伴う更新費等の増加により、今後さらに経営環境の悪化が懸念されることから、より効率的な事業運営が必要です。

施策の方針

将来にわたる安全な水の安定供給や水質環境の保全に向け、施設等の計画的な整備・維持管理を実施するとともに、引き続き、健全な経営を維持します。

施策・事業

①水道・公共下水道施設の更新・整備

■ 水源地整備事業

水源地施設の更新を計画的に進めます。

■ 管路整備事業(水道) **重点項目 I**

基幹管路の耐震化工事及び老朽管の更新工事を計画的に実施します。

■ 公共下水道整備事業

市街化区域を中心とした区域を公共下水道区域と位置付け、汚水処理施設の整備を実施します。また、地震対策として、緊急輸送道路下の管渠及び防災拠点から汚水を受ける管渠のマンホール浮上防止工事を実施します。

■ 浄化センターの維持管理・施設整備事業

施設・設備の耐震対策・更新や処理量に応じた整備を進めます。

②水道・下水道事業の安定的な運営

■ 水道事業の健全経営

アセットマネジメント*を実施し、長期的な視点に立った水道施設の管理運営を行います。また、営業収益を確保するため、適正な受益者負担を図るとともに、管網整備を行い給水戸数の増加を図ります。

■ 下水道事業の健全経営

ストックマネジメント*を実施し、住民・利用者の視点に立った健全かつ安定的な事業運営を行います。また、営業収益を確保するため、適正な受益者負担を図るとともに、排水設備工事費の融資にかかる利子分を補給し、水洗化人口*の増加を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
基幹管路の耐震化適合率(水道)	51.6%	60.0%
下水道供用開始区域面積割合	70.8%	79.7%
給水戸数	25,787 戸	26,300 戸
水洗化人口※	25,636 人	29,100 人
経費回収率(下水道)	100%	100%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

水道施設の漏水等に係る情報提供に協力します。

遅滞なく下水道への接続を行うなど、水洗化に努めるとともに、生活排水の削減を心がけます。

企業はルールを遵守し、適正な排水処理を行います。

持続可能なまちづくりを支える考え方

分野	施策
1 多様な主体との協働・共創	① 多様な主体の参画 ② 市民活動の支援
2 DX※・GX※の推進	① DX※の推進 ② GX※の推進
3 人権・多様性の尊重	① 人権の尊重 ② 多様性の尊重
4 シティプロモーション※の推進	① シビックプライド※の向上
5 開かれた行政	① 市民との情報共有 ② 身近に感じられる行政
6 安定した自治体経営	① 行財政改革の推進 ② 公有資産マネジメント ③ 職場環境の充実

1 多様な主体との協働・共創



現状・課題

- ・ 市民を主体としたまちづくりの実現を図るため、2016（平成28）年に「羽島市まちづくり基本条例」を制定しました。2019（令和元）年度には市民意識調査等を実施し、「まちづくり基本条例推進委員会」における同条例の見直しについての協議を踏まえ、企業、大学及び研究機関等との連携を新たに明文化した新しい「羽島市まちづくり基本条例」が制定され、2021（令和3）年4月から施行されています。地域づくりの核となる自治会については、近年、加入割合の低下等により、地域コミュニティの希薄化が進み、地域力の低下が懸念されています。
- ・ 民間企業等のCSR[※]に対する意識が高まる中、「羽島市と民間企業等との協働に関する提案募集制度」を設け、民間企業等が有する資源（資金・人材・ノウハウ・アイデア等）を施策の効果的な展開につなげています。
- ・ 岐阜圏域においては、2017（平成29）年度に4市3町（岐阜市・山県市・瑞穂市・本巣市・岐南町・笠松町・北方町）からなる連携中枢都市圏（岐阜連携都市圏[※]）が形成されました。本市においては、次期ごみ処理施設建設の推進、公立病院の役割分担と連携促進、地域経済基盤の強化など、具体的に周辺自治体との連携により対応していくべき課題が明確になってきたことから、2021（令和3）年10月に岐阜連携都市圏[※]にわり、岐阜連携都市圏ビジョンに基づき、連携による具体的な取組を推進しています。
- ・ 今後の環境変化によって生じる、人手不足や多様化・複雑化する課題に対応するため、市はプラットフォームビルダー[※]となり、市民や企業、大学、団体等と地域課題を共有した上で、課題解決の担い手として一層、協働・共創によるオープンガバナンス[※]の取組を進めていくことが求められています。

施策の方針

市民をはじめ、多様な主体が自ら地域課題を自分ごととして捉え、政策立案に参画できる機会を拡充します。

また、地域活動を維持するため、地域で活躍する人材の育成や持続可能な地域コミュニティ形成への支援を推進します。併せてボランティア活動やNPO活動など、多様な市民活動を支援し、協働・共創によるまちづくりを進めます。

さらに、多様化・複雑化する課題を解決するため、他自治体との機能分担や大学、企業等との連携・協働を推進します。

施策・事業

①多様な主体の参画

■ まちづくりへの参画の促進 **重点項目 3**

地域課題の解決に向けたまちづくりの議論に市民をはじめ、多様な主体が広く参画する機会の拡充を図り、まちづくり活動への参画を促進します。

■ 企業との協働推進

企業等との更なる連携強化を図り、多様化する本市の地域課題の解決に向け、民間企業等が有する資源（資金・人材・ノウハウ・アイデア等）を活用した取組を進めます。

■ 大学との連携推進

調査研究機能や特色を備えた大学と連携し、本市の地域課題の解決に向け、活力ある地域社会の形成や未来を担う人材育成等に資する取組を進めます。

■ 自治体間連携の推進

広域的な課題を解決するため、近隣市町等をはじめとする他自治体と各分野における連携協力の強化を図り、効果的かつ効率的な取組を進めます。

②市民活動の支援

■ 地域づくり活動への支援

自治会やコミュニティセンター事業運営組織等への支援を通じ、市民の主体的な地域づくり活動を推進します。

■ 市民団体間の連携支援

市内で活動する各種市民団体の活動概要や各種情報を発信し、団体間の連携による活動の活性化を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
企業等との連携協定数(年間)	8件	10件
他自治体との広域連携事務・事業数	80件 (令和6年4月1日)	88件 (令和11年4月1日)
アダプトプログラム※登録数	17件	27件
市民活動団体登録数	15団体	30団体

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

日頃から市政や地域課題等に関心を持ち、自分ごととして捉え、まちづくり活動への参画に努めます。また、自治会への加入及び活動を通じて、地域コミュニティ活動に積極的に参加するよう心がけます。

事業者は、自ら有する知見や技術等を生かし、地域と連携した活動に協力するよう努めます。

2 DX・GXの推進



現状・課題

- DX[※]推進に係る取組として、市民サービスの利便性向上を図るため、電子申請サービスの拡充や新庁舎の供用開始に合わせた総合窓口の設置、施設予約システムの導入、手数料等の支払い時におけるキャッシュレス決済の導入等を進めるとともに、市役所における業務の効率化を図るため、生成AIサービスの導入や職員が申請フォーム等を作成できる汎用電子申請基盤の導入、テレワーク環境の整備等を進めてきました。また、市が保有するデータを様々な主体が容易に活用できるよう、岐阜県オープンデータカタログサイトにおいて、オープンデータ[※]を公開しています。
- 人口減少、少子化・高齢化による人手不足に伴い、安定したサービスの供給が困難になることが懸念されるため、急速に進展するデジタル技術を活用し、様々な分野における施策・事業効果の向上を図っていく必要があります。
- GX[※]推進に係る取組として、2021（令和3）年3月に「羽島市ゼロカーボンシティ[※]宣言」を行いました。市が有する緑豊かで優れた自然環境等を次世代へ引き継ぎ、持続可能なまちづくりを実現するため、市民・事業者等との協働により地球温暖化対策を進め、2050（令和32）年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指すこととしています。

施策の方針

持続可能な社会の実現を図るため、人工知能（AI）等を含めたデジタル技術を活用し、DX[※]を推進します。

また、2050（令和32）年度までに市内の二酸化炭素排出量を実質ゼロにするゼロカーボンシティ[※]の実現を図るため、市民や事業者、関係機関との連携・協働により、再生可能エネルギー[※]の利用促進や省エネルギー化等のGX[※]を推進します。

施策・事業

/ ①DX*の推進

■ アナログ規制*への対応

国が示す地方公共団体におけるアナログ規制の点検・見直しマニュアルに則り、必要なアナログ規制*の見直しを行います。

■ オープンデータ*の推進

市が保有するデータを様々な主体が容易に活用できるよう、オープンデータ*化を推進します。

■ ICT*等の導入・利活用の推進 **重点項目 3**

人工知能(AI)やRPA*等のICT*等の導入を促し、地域社会のデジタル化を図ります。

■ デジタルデバイド*対策

誰も取り残されないデジタル社会の実現を目指し、高齢者や障がい者を含むすべての市民がデジタル社会に適應できる環境の整備を推進します。

■ セキュリティ対策の徹底

情報セキュリティの重要性について周知を図るとともに、セキュリティポリシーガイドラインの改定に合わせ、セキュリティポリシー*を見直すなど、セキュリティ対策の徹底を図ります。

■ キャッシュレス決済の普及促進

市役所窓口における手数料や市税等の支払いについて、キャッシュレス決済を拡充するなど、キャッシュレス決済の普及促進を図ります。

/ ②GX*の推進

■ ゼロカーボンシティ*達成に向けた市民等への意識啓発 **重点項目 3**

ごみの減量化・資源化をはじめ、再生可能エネルギー*の利用促進、省エネルギー化など、二酸化炭素排出量の削減に向けた市民等への普及啓発を進めます。

■ ゼロカーボンシティ*達成に向けた内部管理的事項

市役所において環境物品等の優先的な調達や環境性能に優れた公用車の購入など、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
公開するオープンデータ*数	24件	39件
市役所全体における二酸化炭素排出量削減率(2015(平成27)年度比)	6.2%	38.0%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

電子申請サービスやキャッシュレス決済など、デジタル技術を活用したサービスの利用に努めます。また、環境学習やイベントなど、環境問題を学べる場に積極的に参加するとともに、環境に配慮した行動や製品・サービスの選択など、自分ができる行動を実践します。

事業者は、業務の効率化を加速させるため、デジタル人材の育成・確保を進めるとともに、脱炭素社会の実現に向け、太陽光発電設備の導入や電気自動車等の購入を検討します。

3 人権・多様性の尊重



現状・課題

- 本市においては、「羽島市男女共同参画^{*}プラン」を策定し、市民一人ひとりが尊重され、個性と能力を十分発揮して、地域社会、家庭等のあらゆる分野に参画しながら活躍できるまちづくりを進めてきました。また、2023（令和 5）年に「第 2 次羽島市人権施策推進指針」を策定し、人権に関わる各施策を推進しています。
- 依然として固定的な性別役割分担意識が存在しており、男女共同参画^{*}がなかなか進まない状況にあります。市においては、審議会等委員における女性登用を推進しており、女性割合は増加傾向にあるものの、2023（令和 5）年度の現状値は31.7%となっており、県（45.3%）と比較しても低い状況です。
- 人権は、人間の尊厳に基づいて、一人ひとりが持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利です。すべての人が女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティなど、様々な属性の人々についての正しい理解を深め、社会全体が多様性を尊重する環境づくりを推進する必要があるとともに、虐待や暴力を根絶する社会的気運を醸成し、被害者への相談や自立に向けた支援の充実が求められています。

施策の方針

女性や子ども、高齢者、障がい者への差別、虐待、暴力など、偏見や理解不足による人権問題の解決に取り組むとともに、アンコンシャス・バイアス^{*}解消のための意識の高揚を図り、誰もが暮らしやすく多様な価値観が尊重される社会づくりを推進します。

施策・事業

①人権の尊重

■ 人権教育の推進

「人権を考える会」を開催し、人権を尊重する意識の醸成を図ります。

■ 人権擁護委員による意識啓発

人権擁護委員による園児や児童等を対象とした人権啓発・普及活動を通じ、人権を尊重する意識の醸成を図ります。

■ 人権相談の実施

人権に関する悩みごとや困りごとを解消するため、人権相談を毎月開催します。

②多様性の尊重

■ 多様性への理解促進

女性や子ども、高齢者、障がい者、外国人、性的マイノリティなど、様々な属性の人々についての正しい情報の提供を行うとともに、理解促進のための教育や啓発活動を進めるほか、相談窓口を設置します。

■ 男女共同参画[※]に関する総合的な情報提供

男女共同参画[※]に関する出前講座の実施や家庭向けリーフレットの作成・配布等により、アンコンシャス・バイアス[※]の解消に向けた市民の意識啓発を図ります。また、女性の視点を生かした意見を市政に反映するため、市の審議会等の委員への女性登用を積極的に進めます。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
人権を考える会参加者の人権に係る関心・理解の深まり度合い	96.9%	97.0%
審議会等委員への女性の登用率	31.7%	35.0%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

人権に関する講演会等に参加するなど、人権への理解を深め、日頃から、多様性を認め合い、互いを尊重する意識を持つよう心がけます。

事業者は、多様性に関する研修等を開催し、互いを尊重する意識を醸成するよう努めます。

4 シティプロモーションの推進



現状・課題

- ・ 地域経済の活性化やマネタイズ※につながる施策を重点的に展開するため、全庁的にシティプロモーション※を念頭に置いて事業を実施する必要があります。
- ・ 本市への移住定住については、その促進を図るため、本市の利点、地域特色を掲載した移住・定住PRリーフレットを東京・名古屋・大阪にある岐阜県清流の国ぎふ移住・交流センター等に配置しているほか、2023(令和5)年度には、新たに岐阜連携都市圏※連携事業として、カラフルタウン岐阜内に設置されている岐阜市移住・定住情報発信拠点(ココカラ)において連携都市圏構成市町の紹介コーナーに同リーフレットを配置し、効果的な情報発信を実施しました。また、一定要件を満たす東京圏からの移住者や親との近居や同居を目的として本市にUターンをし、住居を取得・新增築した子育て世帯に対して給付金を支給する事業も行っています。
- ・ ふるさと納税については、2020(令和2)年度122品目であった返礼品登録数が2024(令和6)年12月時点で1,186品目に増加しました。申込受付サイトの充実や地場産業である繊維業を営む企業同士のタイアップによる商品開発のほか、QR決済※を用いた現地決済型ふるさと納税の導入など、工夫を凝らした新しい取組により、寄附金額も2020(令和2)年度以降、右肩上がり推移しています。
- ・ 2024(令和6)年には市制施行70周年を記念し、「市のあゆみ」「尾州産地※」「円空仏」「竹鼻まつり」「近年のまちづくりと行政改革」をテーマとした動画に加え、市出身のスポーツ選手を活用した動画とポスターを制作しました。動画やポスターは、岐阜県の玄関口である新幹線岐阜羽島駅や市内公共施設において放映・掲示し、本市のPRに活用しています。
- ・ 優秀な技術・技能を有する個人・企業や市の地域資源を活用した特産品の製造を行う団体を「はしマイスター」に認定し、情報発信や広報支援を通じてシティプロモーション※の推進や市内産業の振興を図っています。また、市出身の芸術家、スポーツ選手・エンターテイナー、観光分野のインフルエンサー※、タレントをアンバサダー※として委嘱し、アンバサダー※のSNS※を活用してイベント等の告知をすることで、情報の発信力を高め、関係人口※の創出を図っています。

施策の方針

移住定住、観光振興、ふるさと納税等の取組により市の魅力を内外に発信し、ヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させることで、シビックプライド※を高めます。

施策・事業

①シビックプライド※の向上

■ 移住支援金等の支給

東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県）から本市に移住し、就業するなど一定の条件を満たす場合に、移住支援金を支給します。また、親との近居や同居を目的として本市にUターンをし、住居を取得・新增築した子育て世帯に対して給付金を支給します。

■ お試し移住体験

空き家を活用した移住体験施設を提供し、一定期間、本市の暮らしを体験していただくことで、移住の促進につなげます。

■ ふるさと納税の促進

本市を応援する多くの方々にふるさと納税をしていただけるよう、地域資源を生かした特産品や体験型の返礼品の充実を図るとともに、積極的に情報発信を行います。また、国が認定した本市の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行うことのできる企業版ふるさと納税制度についても、積極的な周知を図り、寄附企業の応募を促進します。

■ 市の魅力発信

歴史や文化、特産品、優れた技術・技能者など、本市が有する資源や魅力を戦略的に発信することで、シティプロモーション※の推進を図ります。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
年間純移動数(転入者数-転出者数)	163人 (令和5年1月~12月)	245人 (令和10年1月~12月)
ふるさと納税(元気な羽島応援寄附金)の寄附金額(年間)	2.37億円	5億円
市公式YouTubeチャンネルの総再生時間(年間)	661.3時間	1,100時間

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

市の魅力を再確認し、地域住民としてシビックプライド※を高め、当事者として地域がより発展していくための意識を醸成するとともに、市の魅力を市民レベル(個人のSNS※等)で情報発信するよう努めます。

ふるさと納税返礼品事業者は、ふるさと納税返礼品の開発及び提供を進めるとともに、同制度を活用したシティプロモーション※活動への協力を心がけます。

5 開かれた行政



現状・課題

- ・ 市公式LINEでは、市ホームページの新着情報を利用者の興味・関心に応じて配信しています。2022(令和4)年度で7,556人であった市公式LINEの登録者数は、2024(令和6)年11月に10,000人を超えています。
- ・ 広報紙に掲載した情報をFacebook、X(旧Twitter)、Instagramでも投稿することで市政情報の発信頻度を高めるとともに、広報紙の記事に市ホームページコンテンツのページIDを掲載し、広報紙と市ホームページの該当箇所を連動させるクロスメディア※広報を推進しています。
- ・ スマートフォンやパソコンからの文字入力による市民からの問合せに対し、AIチャットボット※が会話形式で応答するサービスを導入し、24時間365日問い合わせを受け付けています。また、各種手続きやアンケート回答、イベント参加への応募等のオンライン受付の体制を整備しています。
- ・ 今後も引き続き、様々なツールを活用した正確な情報発信に努めるとともに、市民が行政と共に行政課題等について検討をするような機会を拡充し、行政課題を自分ごととして捉えてもらえるよう促していくことが必要です。また、人口減少や高齢化の進展を踏まえ、ICT※を活用し、行政の効率化や市民サービスの利便性向上を進めていくことが求められています。

施策の方針

多様化・複雑化する課題を的確に把握するとともに、様々な手法により行政情報を適時適切に発信し、市民と行政が問題意識を共有しながら透明度の高い行政運営を進めます。

また、市民に身近な行政として、相談窓口としての機能を充実するとともに、行政手続のオンライン化やワンストップサービスの拡充など、市民サービスの利便性向上を図ります。

施策・事業

/ ①市民との情報共有

■ 広報紙やSNS※等による情報発信

市広報紙やホームページ、ソーシャルメディア等の様々な媒体を活用し、積極的に市政情報を発信するとともに、ホームページの多言語対応やウェブアクセシビリティ※に配慮した情報提供を行います。

■ 市民との対話機会の拡充

市が抱える重要課題や市民生活に影響が大きい事柄等について、施策立案段階から、市民と行政が正しい情報を共有し、対話を進める機会の拡充を図ります。

/ ②身近に感じられる行政

■ 市民相談の充実

社会情勢や市民ニーズを踏まえた総合相談窓口の充実を図ります。

■ フロントヤード改革※の推進

関係部署で連携を図り、窓口の業務改善に取り組むとともに、人工知能(AI)による問い合わせ対応やマイナポータル※等を活用した電子申請など、ICT※等を活用し、住民との接点(フロントヤード)の多様化・充実化を目指します。

■ マイナンバーカードの利用促進

マイナンバーカードの機能拡充に合わせ、カードの利用促進やカードを利用したサービスの拡充を図ります。

目標指標

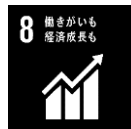
指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
市公式LINE登録者数	9,177人	11,500人
広報アンケートにおいて広報はしまを毎月読んでいると回答した割合	66.5%	70.0%
各種行政手続きのオンライン化割合	20.3%	75.0%
各種証明書のコンビニ交付割合	28.9%	45.0%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

主体的に市政情報を確認するなど、市政への関心を高め、まちづくりへの積極的な参加を心がけます。

事業者は、自らが有する知見や技術等を行政に生かすよう努めます。

6 安定した自治体経営



現状・課題

- 2020(令和 2)年度から人口減少社会を見据えた事前の一手として、財政の「安定化対策」^{*}を実施し、財政調整基金残高の一定水準確保に向けた歳出削減、受益者負担の適正化、職員給料・手当等の削減及び建設地方債発行額の抑制に取り組んできました。その結果、2023(令和 5)年度末の財政調整基金残高は、標準財政規模^{*}の100%以上を維持するとともに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの指標(実質赤字比率^{*}、連結実質赤字比率^{*}、実質公債費比率^{*}、将来負担比率^{*})は、早期健全化基準^{*}以下を維持しています。
- 地方自治体においては、高齢化の進展に伴う社会保障関係費の増加、公共施設等の老朽化に伴う維持・更新費用の増加、地球温暖化に伴う気候変動による大規模災害等に対処するための防災・減災対策等の共通して抱える課題に加え、少子化対策・こども政策の抜本強化、GX^{*}・DX^{*}の加速、包摂社会の実現等の社会的課題の解決に向けた取組に伴う財政需要の拡大や物価高と賃金水準・金利の上昇による歳出面への影響が懸念されます。さらに、本市においては、新庁舎建設事業に係る公債費負担が続く中、次期ごみ処理施設の建設及び市民病院の維持・経営改善という市独自の課題を抱えています。
- マーケティングに基づき、ニーズを的確に捉え、すべての事務事業について、財源性・実現性・発展性・合理性・継続性・効率性を検証し、公費負担の意義を再度検討した上で、将来世代に負担を残さない持続可能で安定した自治体経営に向けて、事業計画の見直しや行財政改革に継続的に取り組んでいく必要があります。
- 市職員については、定員管理適正化計画に基づき、業務量に応じた職員の適正配置を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症やマイナンバーカード普及促進、新庁舎建設など、様々な行政課題に対し、柔軟な組織運営により適切な対応を図ってきました。また、DX^{*}推進に伴い、重要性が高まる情報セキュリティや個人情報の適正な取扱いに関する全庁的なオンライン研修を実施するとともに、基礎研修、専門研修、特別研修等に多数の職員を派遣することで、職員の能力向上、人材育成に取り組んできました。一方、近

年、市職員採用試験受験者数が減少傾向にあるとともに、若年世代を中心とした雇用流動化など、社会変化に伴う人材確保が課題となっています。

施策の方針

財源や地域資源に限られる中で、多様化・複雑化する課題に対応するため、ニーズを的確に捉え、「選択と集中[※]」により最大限の効果が発揮されるよう、事務事業の見直しや財政マネジメントの強化など、行財政改革に継続的に取り組みます。

また、今後の人口構成や社会情勢等の変化を踏まえながら、社会資本マネジメントを進めるとともに、組織体制の効果的かつ効率的な見直しを図ります。

さらに、システム標準化を進めるとともに、人工知能(AI)等の活用による業務プロセスの見直しや関連業務も含めたシステム最適化を進め、更なる業務効率化・生産性向上を図ります。

加えて、労働力が不足する中、質の高い行政サービスを安定的に提供できる体制を確保するため、多様な知識・技能・経験を持った人材の育成・確保やリ・スキリング[※]、スキルアップ、職員の多様な働き方、職員が能力を最大限発揮できる職場環境づくり等を推進します。

施策・事業

①行財政改革の推進

■ 健全な財政運営 重点項目 3

経常的経費の抑制や「選択と集中[※]」の理念に基づく財源配分等を基本的な考え方として、歳入確保に向けた取組を推進するとともに、スクラップ・アンド・ビルドを徹底するなど、将来世代に負担を残さない持続可能で安定した財政基盤の確立を図ります。

■ EBPM[※]による事務事業等の見直し 重点項目 3

政策立案の根拠となりうるニーズ等を的確に捉え、最大限の効果が発揮されるよう、事務事業等の継続的な見直しを行います。

■ 情報システムの標準化・共通化

住民記録、税、福祉等の業務システムについて、国が示した仕様に基づき構築された標準化・共通化システムに移行します。

■ 業務効率化の推進

人工知能(AI)やRPA*等のICT*等を必要に応じて導入し、市役所等における業務の効率化を図ります。

■ 内部統制の推進

日常業務において発生するリスクを未然に防止・早期発見し、リスクが発生した場合に適切に対応する内部統制を推進します。

/ ②公有資産マネジメント

■ 公共施設等の老朽化への対応 **重点項目 3**

老朽化が進む公共施設等について、国の方針、本市の公共施設等総合管理計画及び各個別施設計画に基づき、マネジメントを進めます。

■ 公共施設等の効率的な管理運営

公共施設等の管理運営に当たり、管理コストの縮減を図るとともに、受益者負担の原則に基づき、サービスと負担のバランスの適正化を図ります。また、県公共施設予約サービスを利用し、文化・スポーツ施設等の公共施設予約サービスの充実を図ります。

■ 環境に配慮した公共施設等の整備

公共施設における太陽光発電設備の導入に向けた検討や照明設備のLED化等を計画的に進め、エネルギー効率の向上や二酸化炭素排出量の削減を図ります。

③職場環境の充実

■ 柔軟な組織体制の見直し

社会情勢の変化や行政課題等に適切に対応するため、柔軟な組織体制の見直しを図ります。

■ 職員の確保・適正配置

幅広い試験区分を設定した職員採用や高度な専門性を有した人材の登用等により、職員の定員管理を計画的に行うとともに、行政課題や市民ニーズに的確に対応した職員の適正配置を進めます。

■ 職員の育成

情報セキュリティや個人情報の適正な取扱い、デジタル技術など、職務上必要となる基本的事項について、職員の認識や知識を高めるとともに、研修受講や資格取得の機会を確保し、業務に必要な職員能力の向上を図ります。

■ ワーク・ライフ・バランス^{*}の推進

職員一人ひとりの意識向上と適切な業務管理を行い、時間外勤務の削減を進めるとともに、多様な勤務形態の活用等によりワーク・ライフ・バランス^{*}の推進を図ります。

■ 女性職員の管理職等への登用

市女性職員の政策決定の場への参画を推進するため、人事評価に基づく管理職等への積極的な登用を図ります。

■ 男性職員の育児休業等の取得の推進

男女共に育児・介護等に関われる環境を整備し、特に取得率の低い市男性職員の積極的な育児休暇等の取得を推進します。

目標指標

指標名	令和5年度現状値	令和10年度目標値
標準財政規模※に対する財政調整基金残高の比率	23.0%	10.0%以上
将来負担比率※	—	35.0%以内
定員管理適正化計画に基づく職員の充足率	100.3% (令和6年4月1日)	100% (令和11年4月1日)
職員の研修受講率	220.9%	250%
市役所管理職に占める女性職員の割合	21.3% (令和6年4月1日)	25.0% (令和11年4月1日)
市役所男性職員における育児休業の取得割合	50.0%	85.0%

協働の考え方 (期待される市民等の役割)

自治体経営の取組に関心を持ち、まちづくりへの積極的な参加を心がけます。

目標指標の定義

基本目標	分野	目標指標名	定義
I ともに支える 健やかに暮らせるまち<健幸・福祉>	1 地域福祉	自殺死亡率	人口10万人当たりの自殺者数
		認知症サポーター数	羽島市地域包括支援センターが実施する認知症サポーター養成講座受講者数
		友愛訪問の訪問世帯数(年間)	友愛訪問として、ひとり暮らし高齢者、寝たきり高齢者、認知症高齢者世帯等を民生委員が訪問した世帯数
		成年後見支援センターの相談件数(年間)	成年後見支援センターにおいて対応した相談件数
	2 高齢者福祉	65歳以上の要介護・要支援認定を受けている人の割合	65歳以上の被保険者のうち、要介護・要支援認定を受けている人の割合
		介護予防普及啓発事業による延啓発人数	健康づくりや介護予防に関する知識・方法を普及啓発する一般介護予防事業に参加した延人数
		通いの場の運営団体数	羽島市社会福祉協議会の生活支援コーディネーターが支援し、地域住民が主体となって介護予防に取り組む「通いの場」の運営団体数
	3 障がい者福祉	障害福祉サービス利用者数(年間)	障害福祉サービス支給決定者数及び児童通所支援サービス支給決定者数
		発達支援センターの相談支援を利用した件数(年間)	羽島市発達支援センターにおいて相談支援を受けた人数
		障害者相談支援事業所の実利用者数・延相談件数(年間)	地域生活支援事業の相談支援事業のうち、委託先の相談支援事業所において対応した実利用者数及び延相談件数
	4 社会保障	国民健康保険税収納率	国民健康保険税の現年課税分の調定額に対する収納額の割合
		介護保険料収納率	介護保険料の調定額に対する収納額の割合
		生活困窮者等の就労による収入増加件数(年間)	生活保護制度、生活困窮者自立支援制度利用者における収入増が確認できた件数
	5 健康づくり	健幸ポイント応募人数(年間)	羽島市健幸ポイント応募人数
		国民健康保険におけるメタボリックシンドローム該当者割合	市内国民健康保険加入者に対するメタボリックシンドローム該当者の割合
		がん検診受診率	市が実施している各がん(胃がん、肺がん、大腸がん、乳がん、子宮がん)検診受診率の平均値
		特定健康診査受診率	特定健康診査の対象者のうち、健康診査を受診した人の割合
	6 地域医療	市民病院経常収支比率	医業費用、医業外費用に対する医業収益、医業外収益の割合
		紹介患者数・逆紹介患者数(年間)	羽島市民病院における紹介患者数と逆紹介患者数

目標指標の定義

基本目標	分野	目標指標名	定義
Ⅱ ともに拓く学び育むまち<子育て・学修>	1 子育て	乳幼児健康診査受診率	各乳幼児健康診査(1カ月児、乳児、10カ月児、1歳6カ月児、3歳児)における受診率の平均値
		低年齢児の待機児童数	保育の必要性(3号認定、0~2歳児)の認定を受け、特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の申込みをしているが、利用していない人数
		就学前教育・保育施設整備交付金を活用した保育所等の箇所数	就学前教育・保育施設整備交付金を活用して、老朽化等に対する園舎の大規模改修・建替等を実施した保育園・認定こども園の数
		こども家庭センター(子育て相談センター 羽っぴい)への相談件数(年間)	こども家庭センター(子育て相談センター 羽っぴい)への相談件数
	2 学校教育	国語、算数(数学)の授業の内容がよく分かると感じている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「国語の授業の内容はよく分かりますか」「算数(数学)の内容はよく分かりますか」の質問に、肯定的回答をした児童生徒の割合
		英語の授業中に積極的に英語でコミュニケーションを図る生徒の割合	英語の授業中に積極的に英語でコミュニケーションを図る生徒の割合
		全国体力・運動能力等調査において、市内平均値が県平均値を同等か上回る項目の割合	全国体力・運動能力等調査において、市で継続して分析している5学年(小学校2学年・中学校3学年)全80項目のうち、市内平均値が県平均値を同等か上回る項目の割合
		教師が分かるまで教えてくれると感じている児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「先生は、授業やテストで間違えたところや理解していないところについて、分かるまで教えてくれていると思いますか」の質問に、肯定的回答をした児童生徒の割合
	3 地域教育	保護者、地域の方が参加した西部幼稚園、各学校のコミュニティ・スクールの平均事業数(年間)	保護者、地域の方が参加した西部幼稚園、各学校のコミュニティ・スクールの平均事業数
		放課後子ども教室での活動に満足している参加児童の割合	放課後子ども教室に参加した児童のうち、「参加してよかったですか」という質問に「とてもよかった」「よかった」と回答した児童の割合
		児童生徒の問題行動件数(年間)	市内小・中・義務教育学校で起きた問題行動件数
		地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合	全国学力・学習状況調査において、「地域や社会をよくするために何かしてみたいと思いますか」という質問に、「当てはまる」「どちらかといえば、あてはまる」と回答した児童生徒の割合
	4 生涯学習	はしまシティカレッジ認定講師数	はしまシティカレッジ講師養成講座を受講し、審査に合格した認定講師数
		市民一人当たりの図書館資料貸出数(年間)	市民一人当たりの図書館資料(図書・雑誌・視聴覚資料)貸出数
		図書館への来館者数(年間)	羽島市立図書館への来館者数
		伝統文化の継承に係る団体数(年間)	市内に所在のある伝統文化の継承に係る団体数
		芸術・文化に触れる機会を提供した回数(年間)	市民向けに芸術・歴史文化に触れる機会を提供した回数

目標指標の定義

基本目標	分野	目標指標名	定義
	5 生涯スポーツ	総合型地域スポーツクラブに加入している人数	総合型地域スポーツクラブに加入している人数
		成人の1週間の運動・スポーツ実施回数が1回以上の人の割合	調査対象者のうち、成人の1週間の運動・スポーツ実施回数が1回以上と回答した人の割合
		パラスポーツイベントに参加した人数(年間)	パラスポーツイベントに参加した人数
		トップアスリート及び全国トップレベルのスポーツ指導者による教室に参加した人数(年間)	トップアスリート(元トップアスリート含む)及び全国トップレベルのスポーツ指導者による教室に参加した人数
		市有スポーツ施設のトイレの洋式化率	羽島市屋外運動場(羽島市運動公園、羽島市木曾川ふれあいの里広場、羽島市木曾川堤外正木運動場、羽島市木曾川堤外下中運動場、ふれあいの里みどりの広場、長良川多目的運動場、長良川南部多目的広場)、柔剣道道場及び弓道場に設置しているトイレのうち、洋式トイレの割合
Ⅲ ともに創る活力・にぎわいのあるまち<産業・交流>	1 農業	認定農業者数	「農業経営改善計画」を作成し、市に認定された農業者の数
		農地集積率	市内の耕地面積のうち、担い手等が市内で経営する農地面積の割合
		スマート農業技術導入経営体数	県によるスマート農業技術導入経営体実態調査で把握したスマート農業技術を導入した経営体数
		市特産品目数(農作物)	市特産品として認定した農作物の数
		ほ場整備に取り組む農業集落数	ほ場整備に取り組む農業集落数
	2 商工業	創業支援等事業計画による創業者数(年間)	市及び創業支援等事業者(羽島商工会議所、市内金融機関等)の支援を受けて創業した人数
		従業員一人当たりの製造品付加価値額	経済センサス活動調査における従業員一人当たりの製造品粗付加価値額
		ぎふ若者定着奨学金返還支援制度を利用して地元企業に就職した若者の人数(年間)	ぎふ若者定着奨学金返還支援制度を利用して地元企業に就職した市内在住者数
		子育て支援企業認証数	従業員及び地域への子育て支援を実施している企業のうち、子ども・子育て会議の審査結果に基づき、子育て支援企業と認証された企業数
	3 企業誘致	岐阜羽島インター南部地区における立地企業数	岐阜羽島インター南部地区に進出した企業数
	4 観光・交流	観光イベントにおける入込客数(年間)	市または羽島市観光協会が主体的に関わるイベントの入込客数
		美濃菊栽培団体数(年間)	美濃菊苗の提供を受け、その栽培に取り組む市内の公立学校や老人クラブ等の団体数
		国際交流協会実施講座の参加者数(年間)	羽島市国際交流協会主催のイベント、講座等への延参加者数

目標指標の定義

基本目標	分野	目標指標名	定義
IV ともに助け合う安全・安心なまちく市民生活>	1 防災	自主防災組織活動率	自主防災組織のうち、自主防災活動を実施した組織の割合
		市地域防災計画への地区防災計画掲載数	「羽島市地域防災計画」への地区防災計画掲載数
		災害時応援協定等の締結件数	災害時応援協定等の締結件数
		水防団員の充足率	水防団員の条例定数に対する団員数の割合
	2 消防	消防団員の充足率	消防団員の条例定数に対する団員数の割合
		バイスタンダーによる応急手当実施率	救急隊が搬送した心肺停止傷病者のうち、バイスタンダーによる応急手当が実施された割合
	3 交通安全・地域防犯	交通事故死傷者数(年間)	市内での交通事故死傷者数
		刑法犯認知件数(年間)	市内での刑法犯認知件数
	4 環境保全	公共施設におけるLED導入率	照明器具がある全公共施設のうち、LED照明を導入した割合
		環境に関する出前講座等の開催回数(年間)	学校や各種団体からの依頼により、環境に関する出前講座等を開催した回数
		桑原川のBODの年間観測データの75%値(生物化学的酸素要求量)	水質汚濁の目安であるBOD(75%値)の数値が環境基準値を下回っているかどうか
		一般環境騒音測定値	一般環境騒音測定値が「騒音に係る環境基準」の数値を下回っているかどうか
		空き家の個別相談件数(年間)	専門家による空き家の個別相談件数
	5 ごみ・衛生	市民一人1日当たりの家庭系ごみ排出量	市民一人当たりが排出する家庭系ごみの排出量
		ごみのリサイクル率	ごみの総排出量のうち、市の分別収集や中間処理による資源化量の割合
		生活排水処理率	市の総人口に対する水洗化・生活雑排水処理人口(公共下水道人口、合併処理浄化槽人口)の割合

目標指標の定義

基本目標	分野	目標指標名	定義
V ともに築く便利で快適なまち<都市基盤>	1 道路	都市計画道路の整備率	都市計画道路の計画延長のうち、整備された延長の割合
		橋梁の健全性診断区分Ⅲ(早期措置段階)及びⅣ(緊急措置段階)の割合	健全性診断の対象橋梁のうち、健全性診断区分Ⅲ、Ⅳと診断された橋梁の割合
	2 公共交通	コミュニティバスの利用者数(年間)	コミュニティバス路線ごとの利用者数の合計
	3 公園・広場	市民一人当たりの都市公園面積	市民一人当たりの都市公園の面積
		公園美化管理活動報奨金による活動団体数	公園美化管理活動報奨金による活動団体数
		都市公園における民間事業者のイベント等開催数(年間)	都市公園を利用して、民間事業者がイベント等を開催した数
	4 上下水道	基幹管路の耐震化適合率(水道)	既存の基幹管路のうち、耐震化されている管路の割合
		下水道供用開始区域面積割合	下水道計画区域に対する整備済(供用開始)面積の割合
		給水戸数	水道により給水を受けている世帯数
		水洗化人口	下水道供用開始区域内の下水道使用人口
		経費回収率(下水道)	汚水処理費(公費負担分を除く)に対する下水道使用料収入の割合

目標指標の定義

基本目標	分野	目標指標名	定義
持続可能なまちづくりを支える考え方	1 多様な主体との協働・共創	企業等との連携協定数(年間)	企業や大学との連携に係る協定締結数
		他自治体との広域連携事務・事業数	地方自治法に基づく広域連携及び協定を締結して広域連携を実施する事務・事業数
		アダプトプログラム登録数	羽島市公共施設アダプトプログラムに登録している個人・団体数
		市民活動団体登録数	市民活動を行う団体のうち「羽島市市民活動団体登録制度」に登録している個人・団体
	2 DX・GXの推進	公開するオープンデータ数	岐阜県オープンデータカタログサイトに登録されたオープンデータ数
		市役所全体における二酸化炭素排出量削減率(2015(平成27)年度比)	2015(平成27)年度と比較して羽島市役所(市が行うすべての事務事業を指し、出先機関や指定管理者制度導入施設等も対象)から排出される二酸化炭素排出量を削減した割合
	3 人権・多様性の尊重	人権を考える会参加者の人権に係る関心・理解の深まり度合い	参加者アンケートのうち、「人権に係る関心や理解が深まったか」という質問に、「大変深まった」「おおむね深まった」と回答した参加者の割合
		審議会等委員への女性の登用率	市が所管する各種審議会、委員会等委員に対する女性の割合
	4 シティプロモーションの推進	年間純移動数(転入者数-転出者数)	市の転入者数と転出者数の差(外国人含む)
		ふるさと納税(元気な羽島応援寄附金)の寄附金額(年間)	市へのふるさと納税寄附受入額
		市公式YouTubeチャンネルの総再生時間(年間)	市公式YouTubeチャンネルの総再生時間
	5 開かれた行政	市公式LINEの登録者数	市公式LINEの登録者数
		広報アンケートにおいて広報はしまを毎月読んでいると回答した割合	広報アンケートにおいて広報はしまを「毎月読んでいる」と回答した割合
		各種行政手続きのオンライン化割合	市民から受け付ける各種行政手続きのうち、オンライン申請ができる行政手続きの割合
		各種証明書のコンビニ交付割合	コンビニエンスストア等の多機能端末機で発行可能な証明書の総数に対するコンビニ交付割合
	6 安定した自治体経営	標準財政規模に対する財政調整基金残高の比率	標準財政規模に対する財政調整基金残高の比率
		将来負担比率	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく将来負担比率
		定員管理適正化計画に基づく職員の充足率	「羽島市定員管理適正化計画」に定める各年度における数値目標に対する一般職員数(病院部門及び消防部門を除く)の割合
		職員の研修受講率	市役所一般職員が1年間に研修を受講した割合(病院部門及び消防部門を除く)
		市役所管理職に占める女性職員の割合	市役所の管理職総数に占める女性職員数の割合(病院部門及び消防部門を除く)
		市役所男性職員における育児休業の取得割合	新たに育児休業が取得可能となった一般行政部門の男性職員のうち、育児休業を取得した割合

用語説明(五十音順)

用語	説明
ローマ字	
AIチャットボット	データやログを基に自己学習したAI(人工知能)が質問に対して回答するプログラム。
ALT	「Assistant Language Teacher」の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと。
BCP	「Business Continuity Plan」の略で、災害や事故など、不測の事態を想定して、事業継続の視点から対応策をまとめた行動計画。
BOD	「Biochemical Oxygen Demand」の略で、河川水や工場排水中の汚染物質(有機物)が微生物によって無機化あるいはガス化されるときに必要なとされる酸素量。この数値が大きくなれば、水質が汚濁していることを意味する。
CSR	「Corporate Social Responsibility」の略で、収益を上げ配当を維持し、法令を遵守するだけでなく、人権に配慮した適正な雇用・労働条件、消費者への適切な対応、環境問題への配慮、地域社会への貢献を行うなど、企業が市民として果たすべき責任。
DX	デジタル・トランスフォーメーション。デジタル技術の活用による新たな商品・サービスの提供、新たなビジネスモデルの開発を通して、社会制度や組織文化等も変革していくような取組を指す概念。
EBPM	「Evidence Based Policy Making」の略で、証拠に基づく政策立案。政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化した上で合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする。こと。
GIGAスクール構想	1人1台端末、通信ネットワーク等の学校ICT環境を整備、活用することで、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実など、教育の質を向上させようとする構想。
GX	グリーン・トランスフォーメーション。経済成長と環境保護を両立させ、「2050(令和32)年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」という、カーボンニュートラルにいち早く移行するために必要な経済社会システム全体の変革を意味する成長戦略。
ICT	「Information and Communication Technology」の略で、日本語の意味は「情報通信技術」。
QR決済	QRは「Quick Response」の略で、迅速に対応するという意味。スマートフォンでQRコードを読み取り、簡単に支払いができる決済手段のこと。
RPA	「Robotic Process Automation」の略で、ソフトウェアのロボット技術により、定型的な事務作業を自動化・効率化すること。
SDGs	「Sustainable Development Goals」の略で、2015(平成27)年9月の国連サミットで採択された2016(平成28)年から2030(令和12)年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された「持続可能な開発目標」であり、先進国を含む国際社会共通の目標。
SNS	「Social Networking Service」の略で、インターネット上で交流できる仕組み。
あ行	
アセットマネジメント	施設の特徴を踏まえつつ、長期的な視点に立ち、施設のライフサイクル全体にわたって効果的かつ効率的に施設を管理運営するために体系化された実践活動。
アダプトプログラム	アダプトとは「〇〇を養子にする」という意味。ボランティアの住民や企業が「里親」となり、道路や公園等の公共の場所を「養子」とみなして美化運動を行う仕組み。
新しい時代の学校構想検討委員会	多くの教育課題を踏まえた教育活動や学校運営、学校制度等、今後の学校の在り方に関する事項について調査及び審議する委員会。
アナログ規制	アナログ的な手法(人の目による確認、現地・対面での講習への参加、公的証明書等の書面での掲示等)を前提とするルール(規制)のことで、デジタル化やデジタル技術の活用を阻害する一因になっている。
アンコンシャス・バイアス	自分自身では気付いていない「ものの見方や捉え方のゆがみや偏り」をいい、自分自身では意識しづらく、ゆがみや偏りがあるとは認識していないため、「無意識の偏見」と呼ばれる。

用語説明(五十音順)

用語	説明
アンバサダー	英語で「大使」という意味。市出身またはゆかりがあり、幅広い分野において活躍する方でSNSアカウントに多数のフォロワーがある方をアンバサダーに任命し、市の魅力をPRしてもらうもの。
イタセンパラ	コイ科タナゴ亜科に属し、その生息は木曾川水系や淀川水系及び富山平野の3箇所に分布するが、それぞれ生息地は限定的で個体数も減少しており、絶滅が危惧されている魚類。天然記念物(文化庁・文化財保護法)及び国内希少野生動植物種(環境省・種の保存法)に指定。
インフルエンサー	ソーシャルメディア上で多数の支持者を持ち、その発信内容が多くの人々に影響を与える人物。
ウェブアクセシビリティ	高齢者や障がい者を含めて誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。
えるぼし認定	女性活躍推進法に基づき、企業が行動計画の策定等を行い、一定の基準を満たした場合、女性活躍を推進する企業として認定される。
オープンガバナンス	地域課題を官民が共有し、多くの市民・企業・団体等が課題解決のための議論に参加し、事業の実施に当たって、それぞれが持つ資源やサービスのベストミックスにより課題解決を図る取組。
オープンデータ	国や地方公共団体、事業者が保有するデータのうち、誰もがインターネット等を通じて容易に利用(加工・編集・再配布等)できるよう、営利目的や非営利目的を問わず、二次利用可能なルールが適用され、機械判読に適し、無償で利用できる形で公開されたデータ。
汚水処理人口普及率	行政区域内人口のうち、処理区域内人口が占める割合。下水道がどれだけ普及しているかを表す指標。
か行	
学校運営協議会	法律に基づき、一定の権限と責任を持ち、保護者・地域の声を学校運営に生かし、地域とともにある学校づくりの核となる組織。
関係人口	移住した「定住人口」でもなく、観光にきた「交流人口」でもない、地域や地域の人々と多様に関わる人。
基幹相談支援センター	地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行うことを目的とする施設。
キッズウィーク	地域ごとに学校の夏休み等の長期休業日を分散化することで、大人と子どもが一緒にまとまった休日を過ごす機会を創出しやすくするための取組。
ぎふスタートアップ支援コンソーシアム	産学金官が一体となり、オール岐阜でスタートアップの創出と成長を促進することで、県経済の発展を図ることを目的に、2023(令和5)年6月に設立された共同体。「ネットワークづくり」「スタートアップへの支援」「支援組織への支援」が主な3つの役割とされている。
岐阜連携都市圏	岐阜市を中心として周辺市町(羽島市、山県市、瑞穂市、本巣市、岐南町、笠松町、北方町)が、各々の市町の個性を尊重しつつ、連携の更なる深化を図ることにより、将来的に安定した活力ある圏域を目指すもの。
救急安心センターぎふ、#7119	急な病気やケガをしたとき、「救急車を呼んだ方がいいのか」「今すぐに病院に行った方がいいのか」など、判断に迷ったときに救急電話相談窓口「#7119」に電話すると、24時間365日、看護師等の専門の相談員から救急相談や病院案内等についてアドバイスを受けることができるサービス。
くるみん認定	次世代育成支援対策推進法に基づき、企業が行動計画の策定等を行い、一定の基準を満たした場合、子育てサポート企業として認定される。
クロスメディア	一つのサービスや商品を様々なメディアを活用し、PR、広告宣伝活動すること。
経営耕地面積	農林業経営体が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)の面積。

用語説明(五十音順)

用語	説明
5R運動	ごみを出さない(リデュース)、再利用できるものは利用する(リユース)、資源として再び利用する(リサイクル)、ごみとなるものの発生自体を抑止する(リフューズ)、壊れても修繕する(リペアー) 取組。
合計特殊出生率	15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。
国土強靱化	地震や津波、台風等の自然災害に強い国づくり・地域づくりを行い、大災害が発生しても人命保護・被害の最小化・経済社会の維持・迅速な復旧復興ができるよう目指す取組。
心のバリアフリー	様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。
子育て世代包括支援センター	妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うワンストップ相談窓口。
子ども応援サポーター	従来の「ラーニングサポーター」と「特別支援教育サポーター」を2022(令和4)年度から、「羽島子ども応援サポーター」に改め、学校生活における様々なニーズに対応している。
こども家庭センター	母子保健と児童福祉の両分野の一体的な運営を行うことにより、すべての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、出産前から子育て期にかかる切れ目のない支援を行う相談機関。
個別最適な学び	「個に応じた指導」(指導の個別化と学習の個性化)を学習者の視点から整理した概念。
コミュニティ・スクール	家庭や地域のニーズを反映させるために、地域住民が学校運営に参画できるようにする仕組みや考え方を有する形態の学校。
コンパクトシティ	生活利便性の維持・向上を目的とし、居住や生活サービス機能を集積させた都市。
さ行	
再生可能エネルギー	石油や石炭、天然ガスといった化石エネルギーと異なり、太陽光や風力、地熱といった地球資源の一部など、自然界に常に存在するエネルギーのこと。
財政の「安定化対策」	将来世代への負担を残さない財政運営の実施に向け、市が2020(令和2)年度から実施してきた、「財政調整基金残高の一定水準確保に向けた歳出削減」「受益者負担の適正化」「職員給料・手当等の削減」「建設地方債発行額の抑制」という4つを柱とした対策。
在宅当番医制度	当番医院(診療所、歯科診療所)を決めて休日(日曜・祝日・年末年始)に患者の対応をする制度。
在宅療養後方支援病院	在宅で療養している患者が緊急時にスムーズに受診・入院ができる体制をかかりつけ医との間であらかじめ整えている病院。
産学金官連携人材育成・定着プロジェクト推進協議会	県内で教育を受けた学生が県内企業に就職せず、県外に流出してしまうという課題を踏まえ、産業界、大学、金融機関、行政が一丸となって県内企業の人材確保、育成、定着を総合的に支援するため、2015(平成27)年9月に設立された協議会。
実質赤字比率	一般会計等に生じている赤字の大きさ(実質赤字額)の標準財政規模に対する比率。
実質公債費比率	借入金の返済額の大きさ(一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金等)の標準財政規模等に対する比率。
シティプロモーション	地域の魅力を内外に発信し、その地域へヒト・モノ・カネを呼び込み地域経済を活性化させる活動のこと。
シビックプライド	「地域への誇りと愛着」を表す言葉。
生涯学習社会	様々な場や機会において行う生涯学習について、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択し学ぶことができ、その成果が適切に評価される社会。

用語説明(五十音順)

用語	説明
障害者相談支援事業所	障害福祉サービスを利用する障害者向けにケアマネジメントと伴走支援を行う施設。
小児一次救急体制	こどもに対する初期救急医療体制。
将来負担比率	地方公社や損失補償を行っている出資法人等に係るものも含め、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模等に対する比率。
水洗化人口	下水道の処理区域内において実際に下水道に接続し、使用している人口。
スクールソーシャルワーカー	社会福祉の専門的な知識、技術を活用し、問題を抱えた児童生徒を取り巻く環境に働きかけ、家庭、学校、地域の関係機関をつなぎ、児童生徒の悩みや抱えている問題の解決に向けて支援する専門家。
ストックマネジメント	下水道事業の役割を踏まえ、持続可能な下水道事業の実施を図るため、明確な目標を定め、膨大な施設の状況を客観的に把握、評価し、長期的な施設の状態を予測しながら下水道施設を計画的かつ効率的に管理すること。
スマート農業	ロボット技術やICTを活用して、省力化、高品質生産等を推進する農業。
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がい、発達障がい等によって物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。
セキュリティポリシー	企業や組織において実施する情報セキュリティ対策の方針や行動指針のこと。
ゼロカーボンシティ	2050(令和32)年までに二酸化炭素の排出量を実質ゼロにすることを目指す自治体。
選択と集中	合理性、効率性、発展性、持続性、公平性、財源性等に基づき、事務事業の優先度を判断の上、資源を集中的に投入し、事業価値を高めること。
早期健全化基準	財政収支が不均衡な状況その他の財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準。
た行	
第二創業	企業がこれまでとは異なる分野に乗り出したり、新たな事業をスタートさせたりして、経営刷新を図ること。
多文化共生	国籍や民族等の異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら、地域社会の構成員として共に生きていくこと。
男女共同参画	男女がお互いを尊重し合い、職場、学校、家庭、地域等の社会のあらゆる分野で、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮し、喜びや責任を分かち合うことができること。
地域学校協働活動推進員	地域学校協働活動に関する事項について、教育委員会の施策に協力して、地域住民等と学校との間の情報の共有を図るとともに、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言やその他の援助を行う。
地域生活支援拠点等	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、相談、緊急時の受入れ・対応等の必要な機能を備えた拠点。
地域包括ケアシステム	重度な要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、医療・介護・予防・住まい・生活支援が提供される仕組み。
地域包括ケア病棟	急性期治療を経過し、比較的病状が安定した患者に対して医療の継続及びリハビリ等を提供し、在宅や介護施設への復帰に向けた支援を行う病棟。
チームオレンジ	認知症サポーター養成講座及びステップアップ講座を受講した者がチームを編成し、認知症の人やその家族の生活面での困りごとに対し、認知症の人にもチームの一員として参加しながら、早期から継続して支援を行うもの。

用語説明(五十音順)

用語	説明
デジタルデバイド	インターネットやパソコン等のICTを利用できる者と利用できない者との間に生じる格差。
特定健康診査	生活習慣病の予防のため、40歳から74歳までのすべての被保険者及び被扶養者に対して行うメタボリックシンドロームに着目した健診。
な行	
二次救急医療	入院治療や手術を必要とする重篤救急患者に対して行う救急医療。
Ⅱ度高血圧	高血圧は、140～159/90～99mmHg(Ⅰ度高血圧)、160～179/100～109mmHg(Ⅱ度高血圧)、180～/110～mmHg(Ⅲ度高血圧)に分類され、血圧の重症度が上がるほど、循環器疾患による死亡率が高くなるとされている。
認定農業者	意欲と能力のある農業者が自ら経営を計画的に改善するため、「農業経営改善計画」を作成し、市町村に認定された農業者。認定を受けた農業者は、計画に基づく取組に際して、国や県、市町村等から様々な支援が受けられる。
農地中間管理事業	都道府県に1つ設置される「農地中間管理機構」が、農地の受け皿となり、機構が借り受けた農地を担い手へまとまりのある形で農地を利用できるように配慮し、貸付を行う事業。
は行	
バイスタンダー	救急現場に居合わせた人のこと。
尾州産地	愛知県尾張西部エリアから羽島市を含めた岐阜県西濃エリアが「尾州」と呼ばれ、国内一を誇る毛織物産地「尾州産地」として、古くより繊維産業で栄え、伝統技術や日本のものづくりを守っていく一翼を担っている。
標準財政規模	「地方公共団体の標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模を示すものであり、標準税収入額等に普通交付税額と臨時財政対策債発行可能額を加算した額」のこと。具体的には、「毎年経常的に入ってくる、市町村の裁量で自由に使えるお金」で、家庭でいえば、毎月の給与のようなものであり、ボーナスや小遣いのような臨時的収入とは異なる。
フードドライブ	家庭で余っている食品を回収拠点(スーパーや自治体など)やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体等に寄附する活動。
付加価値額	企業等の生産活動によって新たに生み出された価値のことで、生産額から原材料等の中間投入額を差し引いた額。
プラットフォームビルダー	新しい公共相互間の協力関係を構築する場を設定する役割。
フロントヤード改革	行政と住民との接点の多様化・充実化、窓口業務の改善等を通じて、住民の利便性向上と業務効率化を図る取組。
防災コーディネーター	防災に関する一定の知識と技術を有すると市が認定した者。
ま行	
マイナポータル	子育てに関する行政手続がワンストップでできたり、行政機関からのお知らせを確認できたりする政府が運営するポータルサイト。
マネタイズ	無収益のサービス等を収益化すること。
メタバース	インターネットを利用した3次元の仮想空間やサービスでアバターが自由に活動できる仮想空間サービス。
メタボリックシンドローム	内臓脂肪の蓄積を共通要因として、血糖高値、脂質異常、血圧高値を呈する状態。それぞれが重複した場合は、虚血性心疾患、脳血管疾患等の発症リスクが高まる。
や行	
ヤングケアラー	本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っていることも・若者。
有収率	給水する水量(給水量)に対する料金として収入のあった水量(有収水量)の割合。

用語説明(五十音順)

用語	説明	
ら行	リ・スキリング	働き方の変化によって今後新たに発生する業務で必要なスキル習得のための教育を指す。
	レファレンスサービス	図書館利用者の求めにより、必要な資料・情報の提供や相談に応じること。
	連結実質赤字比率	公営企業会計を含む全会計に生じている赤字の大きさ(連結実質赤字額)の標準財政規模に対する比率。
	6次産業	農業や水産業等の第1次産業が、第2次産業(加工)、第3次産業(流通・販売)にも業務展開する経営形態を表す。
わ行	ワーク・ライフ・バランス	「仕事と生活の調和」を意味し、国民一人ひとりがやりがいや充実感を持ちながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活等においても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。
	ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定	誰もが働きやすく、従業員の方々が働き続けられる職場環境づくりを目指し、「次世代育成支援」「介護支援」「年次有給休暇の取得促進」「女性の活躍推進」「健康経営」に積極的に取り組んでいる企業として登録される「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の中でも特に優れている企業について、「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定される。

羽島市みらい共創プラン(羽島市第七次総合計画)
第1期実施計画(案)

2025(令和7)年1月

〒501-6292

岐阜県羽島市竹鼻町55番地

羽島市企画部総合政策課

TEL:058-392-1111

FAX:058-394-0025

E-mail:seisaku@city.hashima.lg.jp